

令和 7 年開成町議会 9 月定例会議 会議録（第 1 号）

令和 7 年 9 月 4 日（木曜日）

○議事日程

令和 7 年 9 月 4 日（木） 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 ・ 会議録署名議員の指名

日程第 2 ・ 一般質問（6 人、7 項目）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12 名）

1 番 清 水 友 紀	2 番 吉 田 敏 郎
3 番 石 田 史 行	4 番 井 上 慎 司
5 番 武 井 正 広	6 番 前 田 せ つ よ
7 番 今 西 景 子	8 番 寺 野 圭 一 郎
9 番 佐 々 木 昇	10 番 山 下 純 夫
11 番 星 野 洋 一	12 番 山 本 研 一

○説明のため出席した者

町 長	山 神 裕	副	町 長	石 井 護
教 育 長	石 塚 智 久	参 事 (兼) 企 画 政 策 課 長	岩 本 浩 二	
参 事 (兼) 總 務 課 長	山 口 哲 也	参 事 (兼) 地 域 防 災 課 長	小 玉 直 樹	
参 事 (兼) 福 祉 介 護 課 長	中 戸 川 進 二	財 務 課 長	高 島 大 明	
税 務 窓 口 課 長	遠 藤 直 紀	環 境 課 長	高 橋 清 一	
保 険 健 康 課 長	土 井 直 美	こ ど も 課 長	奥 津 亮 一	
都 市 計 画 課 長	柏 木 克 紀	都 市 整 備 課 長	井 上 昇	
産 業 振 興 課 長	加 藤 康 智	会 計 管 理 者 (兼) 出 納 室 長	石 井 直 樹	
参 事 (兼) 学 校 教 育 課 長	田 中 栄 之	生 涯 学 習 課 長	田 代 孝 和	

○議会事務局

事務局長中村睦書

記佐藤久子

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

これより令和7年開成町議会9月定例会議を開会いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

9月定例会議の議事日程案につきましては、お手元に送付のとおり、去る8月28日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、9月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、6番、前田せつよ議員、7番、今西景子議員の両名を指名します。

日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は通告順で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことになりました。

それでは一般質問に入りますが、質問、答弁は簡潔にお願いします。

10番、山下純夫議員、どうぞ。

○10番（山下純夫）

おはようございます。10番議員、山下純夫、通告に従って質問させていただきます。

本町のDXの進捗と今後の展望を問う。

近年、行政分野のDXは、業務の効率化だけでなく、S O B O - W E B 等、防災分野での活用も進み、その重要性はますます高まっています。さらに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律には、その目的として行政運営の効率化だけでなく住民の利便性の向上にも言及されており、使い方次第で自治体のブランディングにも大きな成果が期待されるところです。

しかし、このような目的を達成するためには、近隣自治体や行政に関わる民間団体との連携が不可欠であり、また、町民にもシステムを使いこなす最低限のスキルが求められます。同時に、こうした成果をもたらすための地方公共団体情報システムの標準化における移行期限が本年度末に迫っており、同システムへのスムーズな

移行は、町民が情報通信技術の便益を享受し、持続可能な行政運営実現のためにも大変重要です。

以上を踏まえて、以下の点を問います。

1、現状の中間標準レイアウト仕様への移行割合と特定移行支援システム該当の見込みは。

2、行政DXによってどのようなまちづくりを目指すのか。

3、自治会や関係民間団体との連携に関する考え方と現在の状況は。

4、高齢者をはじめとするデジタルデバイド対策は。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。山下議員の御質問、本町のDXの進捗と今後の展望を問うについて、お答えいたします。

地方公共団体が提供する行政サービスを支える基幹業務システムは、これまで地方公共団体が個別にカスタマイズしてきました。その結果として、特に、業務の非効率性や人的・財政的負担の重さなどが改善されるべき課題と捉えられるようになりました。これらの課題を解決するため、政府は令和3年、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」）を施行し、全ての市町村は基幹業務システムを国が定めた共通の仕様に統一し、令和7年度末までに利用できるようになることが義務化されました。

1つ目の御質問、現状の中間標準レイアウト仕様への移行割合と特定移行支援システム該当の見込みは、についてお答えいたします。

中間標準レイアウト仕様とは、地方公共団体の情報システムの更新に際し、既存システムから次期システムへのデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称やその他の属性情報などを標準的な形式として定めた移行ファイル用のレイアウト仕様のことを言います。本町におきましては、令和3年度に基幹系システムを更新した際に、この仕様への移行を完了しております。

地方公共団体の基幹業務システムの統一、標準化については、標準化法において令和7年度末までの移行を義務づけられております。本町では、令和7年7月に介護システムの一部と戸籍システムを除く18の業務で移行を完了しております。介護と戸籍のシステムについても今年度内に移行を完了する予定であり、標準化への移行が令和8年度以降にずれ込む特定移行支援システムに該当するものはございません。

2つ目の御質問、行政DXによって、どのようなまちづくりを目指すのかについて、お答えいたします。

行政におけるDXが目指すところは、住民の利便性向上と行政サービスの効率化、そして地域社会の活性化です。デジタル技術を活用して、住民が行政サービスを、

より利用しやすく、また行政が、より効率的に業務を遂行できるような環境の構築を目指しております。

具体的に町民の利便性の向上については、オンライン申請システムの拡充などにより、役場まで行かなくても各種手続が可能になります。業務の効率化に関しては、ペーパーレス化やデータ連携の推進などにより行政事務の効率化が図られるとともに、A Iの活用やR P A、すなわちロボットによる業務の自動化を導入することで定型的な業務が自動化され、職員の負担軽減につながります。

地域の活性化については、地域情報をオープンデータ化し、民間事業者との連携を促進することで、例えば、新たなビジネスの創出や観光客の誘致などにつなげることができます。また、スマートシティ化を推進することにより地域全体のD Xが促進され、地域経済の発展や地域課題の解決が図られ、より魅力的なまちづくりが実現することを通じて移住・定住が促進されることが期待されます。

3つ目の御質問、自治会や関係民間団体との連携に関する考え方と現在の状況は、についてお答えいたします。

現在、14の自治会のうち7つの自治会がホームページを作成し、運営しております。また、オンラインによる施設予約も2つの自治会において導入されております。各自治会においてホームページやL I N Eを情報伝達手段として活用することで、イベント情報を共有したり自治会だよりをウェブ版で発行したりするなど様々なデジタル化が実現しております。町としても引き続き自治会と連携し、D Xの取組を支援してまいります。

防災面における民間事業者団体との連携といたしましては、ドローンを活用した被災現場の状況把握など、迅速かつ安全・確実な情報収集が可能となる、ドローンを活用した災害時等における支援活動に関する協定を本年5月に締結いたしました。

また、食料や物資等をウェブ申請により発注できる物資発注システムを導入しております。これにより、物資発注までの時間短縮や発注履歴のデータ管理など、災害時の支援要請環境の効率化に取り組んでおります。

また、公民連携による広域的な災害対策といたしましては、災害時対応の協定として、先月、マルモビパートナーシップ協定を締結しました。この協定は、水を必要としないポータブルトイレを設置可能な多目的トイレカー「マルモビ」を所有している全国の自治体、民間企業が被災自治体に「マルモビ」を貸与することで、相互に助け合う内容のものです。

4つ目の御質問、高齢者をはじめとするデジタルデバイド対策は、についてお答えいたします。

デジタルデバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生まれる経済格差を指し、通常は情報格差と訳されます。本町では、社会全体のデジタル化が進む中で、デジタルデバイド解消のため、町民のデジタル活用能力の向上、情報アクセスの公平性の確保などに取り組んでおります。

具体的には、高齢者のオンラインサービスなどの活用支援を視野に、令和3年度、民間事業者とデジタル支援に関する協定を締結しました。デジタル活用能力の向上のために、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々を対象に、スマートフォンの基本的な使い方やインターネットの利用方法等の学習機会を提供するスマートフォン教室を開催しております。また、高齢者や障害者など情報弱者と呼ばれる方々の各種情報への円滑なアクセスを可能とするため、町ホームページに音声読み上げや多言語対応等の機能を備えるなど、情報アクセスの公平性確保のための環境整備も進めております。

自治体DXの取組は、デジタル技術を活用して行政サービスの質の向上や業務の効率化を図るのみならず、デジタルデバイド対策も目的の1つに位置づけられます。誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現を目指し、引き続き情報格差解消に向けた取組を進めてまいります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

町長の答弁を受けて再質問を行います。

この一般質問ですが、今日、予定どおり普通にやっていますけれども、私の実家のある自治体では、先月の豪雨を受けて庁舎内のリソースを災害復旧に充てるために一般質問が全てなくなりました。普通にやらせていただいているけれども、非常に貴重な機会だということを肝に銘じて、しっかりとさせていただきたいと思います。

まず最初に、データの移行に関してはスムーズに進んでいるという御答弁をいただきました。非常に安心をいたしました。ここから先、2、3、4についてですが、本来、並列で並べました2の実現のための手段が3、4の部分なのかなと思うので、本来ならパラレルに並べるべきではなかったかもしれないですが、こういう形で質問させていただきました。2、3、4と、そういう事情で、順番に行くのではなくて、ちょっと行ったり来たりすると思いますが、その辺りは御容赦いただきたいと思います。

また、本年3月に総務省が発表した自治体DX推進計画4.0には重点的に取り組む7つの項目が掲げられておりますが、関連項目を掘り下げる同僚議員も、この後、控えておられますので、7つの項目の中で主に共通化に関しての部分、また、重点項目と併せて取り組むデジタル社会の実現に向けた3つの取組の中の1番の地域社会のデジタル化と、それから2番のデジタルデバイド対策にフォーカスして再質問を行っていきたいと思います。

まず、2のどんなまちづくりを目指すのかというところでは、町民の利便性の向上と業務の効率化、そして地域の活性化というところに触れていただきました。町

民の利便性の向上は、特に、窓口に関しては、この後、そこにフォーカスした質問が続きますので同僚議員に譲るとして、窓口業務以外のところ、答弁にもあったスマートシティの推進で、地域全体のDXが進むことにより経済発展に寄与するという部分ですけれども、現在、具体的に見えているもの、構想中のものについて、地域全体の経済発展に寄与するDX、具体的なものがあれば、もう少し詳細に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

具体的にというものでございますが、令和3年10月に開成町DX推進計画というものを定めておりまして、この中でデジタル化、官民といいますか、町民の皆様と一緒にデジタル化を進めていこうというようなものでございます。

その中で、今、少しお話も出ましたが、オンラインシステムの導入ですとか公共施設の予約であったりとか、そういったものは早急に実現したいということで、DXのワーキンググループ等を立ち上げまして、その中で検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

これから検討されるということなので、そこに、では少し、御検討いただきたいという町民からの声も上がっていますので、少し御紹介したいと思いますが、先日、花火大会、70周年ということもあって、非常に、いつも以上に盛況で評判もよかったですですが、出店がキャッシュオンリーだったと。この辺を商工会と連携してキャッシュレスを実現できないかということなのです。

今、LQRで公共料金も、この間、国民健康保険を払おうとしたら、パソコンからそこに入るとカメラを立ち上げるとなって、PCのカメラなのかと思ったらスマートと勝手に連動して、スマホのカメラが立ち上がったり、想像以上に時代は進んでいるなと思ったのですけど、最近、近隣の高校の文化祭でも全てキャッシュレスとなっていますので、この辺り、御検討の余地があるのかということ。

もう1つ。先日、近隣のお年寄りが私の前、こここの庁舎に来るときに走っていらっしゃって、図書館に本を借りに来られていたのです。本を借りて帰られるときに擦れ違ったのですけれども、90歳を過ぎていらっしゃいます。返納したらこういうこともできなくなるので、どうしようかなと思っているとおっしゃっていました。

やはり高齢者の事故も多いので、免許返納は、ある意味、あるところの年齢からは促したいところでありますけれども、ただ、その代替手段というのが、これまで比較的代替交通、公共交通で代替するというようなことで語られていたと思うのですが、別に来なくていいのなら足は要らないわけですので、そうした例ええばスマ

木を使って図書館の本を借りる、そしてドローンで運ぶ。町域に山間部もありませんので、受け取り等の実証実験として民間企業とそういった提携を組むことも考えられるのではないかと思いますが、以上2点について検討の余地があるかどうか、その辺り、伺います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、御質問にお答えいたします。

1つのイベントでのキャッシュレス利用ということでございます。私も、ある報道資料等で、中国では地方の屋台でも全てキャッシュレスだと、そんなお話を伺つてびっくりしたことがあります。確かに、今、花火大会等にしてもキャッシュレスで対応しているところのほうが少ないのが現状でございます。これを町が促して、やるか。でも、当然、これは民間と連携してやっていきたいと考えておりますので、一概にすぐにできるというものでもございませんが、商工振興会等とも協議しながらやっていきたいと、そのように考えております。

それから、また、図書館のお話といたしましては、予約そのものはウェブシステムがございますので、御予約は御自宅でもできるのですけれども、確かに返却については返却ポストに返さなければいけないといった、少しお手間が発生しているのは事実かもしれません。今、ドローンという御提案をいただきましたので、これはまた持ち帰って内部で検討させていただきますが、そういった方法もあるのだなということを今、改めて認識をさせていただいたところでございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

ドローンと、随分突拍子がないような気が私もしていたのですけれども、空飛ぶクルマを2028年には実用化したいなどという鉄道会社もあるので、それから比べると随分身近なのかなとは思いますが。

次に、業務の効率化というところで関連したもので伺うのですけれども、AIの使用は業務の効率化による職員の負担軽減もさることながら、発想次第で様々な使い方ができると思います。先ほど町長答弁に多言語化の対応機能等もありましたけれども、AIを使えば、前回の一般質問で同僚議員から外国人対応の話が出ていましたけれども、多言語化を使った、日本語の資料、これをAIでさっと外国語にしてもらう。そして、できれば、それを、AIを使えば、恐らく、その場でイラスト入りの分かりやすいものにすることも可能なのだろうと思うのです。そういった知識ではないところ、発想ができるような使い方。

そして、10年前だと、恐らく、そういうのは紙媒体で発注して、残が出るのを承知でということだったと思うのですが、それをケース・バイ・ケースでやることで特別なコストも要らないということで、コスト削減にも大きく関わることは想像

に難くないところなのですから、こういう活動を進めるためには、やはりDXを担う高度専門人材の登用と、そういう方による啓発と、それから研修の充実が必要ではないかと思います。第六次総合計画にもその辺りのことはうたわれておりますので、高度専門人材の登用について現状を伺いたいのと。

あわせて、デジタル改革共創プラットフォームというのに開成町も参加されているということは確認をしたのです。これは、あちこちの自治体とつながることで先進事例等々を様々共有できるというメリットがありますけれども、これを現状どう使われているか、この2点を伺います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

まず、1点目の御質問にお答えいたします。

デジタル人材の確保というのは、本当に本町のみならず各自治体の非常に喫緊の課題であると考えております。幸いですけれども、この10月から、デジタル専門職の応募があり採用が可能になりそうだというところで、デジタル分野の強化を図れるのではないかと我々も期待しているところでございます。

それから、先進自治体の例とか、そういうものに参加しているところなのですけれども、神奈川県のほうで共同調達システムというものがありまして、様々なデジタルのツールでしたり事例を紹介していただきます。それを個々の自治体で入れるのであれば非常に高価になりますが、そういった県が取組をしていただいて共同調達ということで非常にスケールメリットも発生しております、生成AIですとかチャットですとか、そういったものを開成町はどんどん取り入れているところでございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

当初の町長答弁ではオープンデータ化にも触れていただいたのですが、地域情報のオープンデータ化と言われたかと思います。地域情報というのが、いわゆる行政の情報を含むのかどうか、少しつきりしませんでしたので、どこまでの範囲のものであるか、お知らせいただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、御質問にお答えいたします。

オープンデータ化というものがございまして、実は、ある町ではオープンデータ図書館などというものも用意して町民の皆様にお知らせをしているところです。こういった事例を非常に参考にさせていただきながら、1つは、私の今の管轄の業務

でいえば投票区であったり自治会館の位置であったり、それから人口、面積であったりとか、そういうものを広くオープンにすることで町民の皆様に興味を持ってもらうとともに、来庁しなくともある程度の情報はそこで得られるような、そんなことを考えているところでございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

私も、機会あるごとにオープンデータ化を要望しておりましたので、様々な市町の状況を拝見しました。確かにオープンデータの図書館ということであるのですが、どうも地域情報みたいなものに偏ってしまっているところもあるかなと。我々議員の立場で甚だ恐縮ですが、明日以降、決算の審議もあります。それから、3月には予算の審議もあります。こうした財政状況の数値データ、こういったものも、ぜひオープンデータ化していただきたいと思うのですが、これは、人口データ等もそうなのですけど、これが、ある町ではオープンデータというポータルから入るのですが全てPDFだったのです。

オープンデータの要件というのは、機械判読に適した形式で二次利用可能なルールの下で公開していくこと。要するに、そのままの形でダウンロードして再利用できるような、エクセルか何かの形にしておいてくださいねというのが要件だと思うのですけれども、PDFだったということで。せっかく本町でもオープンデータ化しましたとなって、こういう形だとちょっと期待外れだなという形にならざるを得ないのですが、当然ながら当初の要件に沿ったエクセル等の機械で判読できる二次利用可能な形で提供されると思っておりますけれども、それで間違いないかということと、もう1つ、時期がいつ頃になるか、この2点、伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、お答えいたします。

オープンデータについて、PDF形式なのか、また利用可能なものなのかというところですが、今現在検討中でございますので、そういう御意見、貴重な御意見をいただきましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

時期につきましては、なかなか今、いつというのは明確にお答えができないところですけれども、デジタルの人材も確保できそうだというところもございますので、早急に対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

オープンデータの要件、再度申し上げます。機械判別に適した形式でということがありますので、PDFをつけるかどうかは御検討いただくとして、利用可能な形

での公開というものは、ぜひともお願いをしたいと思います。また、時期については、機会があるたびにお伺いができればと思っております。

さて、時間も迫っていますので、ここからは3のところ、自治会や関係民間団体との関わりについてというところも質問していきたいと思うのですけれども、9月ということもあるので、先に防災のほうの切り口から伺いたいと思うのですが、昨年の4月からS O B O - W E B というシステムが稼働しています。これは、災害情報を地域的な空間的な情報として、降雨量ですとか発災状況、それから避難所や医療機関の情報とか交通、どこが遮断されている、携帯の電波はどこが通じないということをシステムが自動的に取り込んで、都度、自動的に更新していくという仕組みです。非常に便利なもの。

正直、町域の狭い開成町であれば、見えない山間部のどこどこで崖崩れが起きたとか、そういうことがタイムリーに分からぬということはないのですけれども、開成町にアクセスする道路がそれで分断される可能性もありますので、こういうところに参加するのは非常に必要なことかなと思っております。

本年の7月現在、1, 241の閲覧アカウントの登録があるとなっておりましたが、本町はS O B O - W E B については閲覧の登録はされていますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

S O B O - W E B ということで、日本語では新総合防災情報システムといったものでございます。これは、今、山下議員も言われたように、災害情報を地理、空間情報として、各省庁が保有しているデータを地方自治体にも拡大して共有するシステムということで、当町の場合は、まだなのですけれども、先般、神奈川県から運用に向けての第1版のガイドラインが示されたところでございます。今後、本町においても、開成町においてもS O B O - W E B には登録していきたいと考えておりますが、まだ、それに向けての準備という状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

現状では登録していないけど、そこに向けて手続は進んでいるということで御答弁いただきましたので、そのとおり進めていただければと思います。

S O B O - W E B に絡んで防災に関してなのですけれども、こちらのパネルを見いただきたいのですが、カメラでもう少し寄っていただけますでしょうか。

これ、防災デジタルの、ここにちょっと小さく書いてあるのですけれども、S I P 4 D というのが、そのままS O B O - W E B に取り込まれることになっています

けれども、この赤の網かけのところが目詰まりを起こしているところとなっていて、そこに、この後、問う国民のＩＴリテラシーの向上の遅れというのもあるのですが、もう1つ、防災ＩｏＴということで、河川カメラとかカメラセンサー、そしてドローンとか、こういったものの普及率の低さというのが、やはり日本の防災デジタルにおいては1つの目詰まり、課題であるというものが示されております。これは内閣府の資料から持ってきたものです。

これに絡んで少し伺っていきたいと思います。先ほど、ドローンの会社とは協定を結んだと。これは、前回6月の私のスフィア基準に関する質問の中でも、80の協定先があつて、80番目が5月に結んだドローンの会社、アルファベット4文字の会社だったと思いますけど、そことということで協定を結んだとあるのですが。

ここで、先ほど河川カメラということもございましたけれども、当然ながら右岸土地改良区さんが河川カメラを持って、そして現在でも降水量、降雨量、それから水位の警戒をしながら、必要に応じて水門を開けたり閉めたり、これも遠隔でなされているということなのですけれども、ぜひ、既にあるものですし、土地改良区とも新たにそういう部分での協定も結んでいただいて、さらに、財政的にちょっと厳しいということも伺っていますので、せめてカメラの維持、メンテナンスができる程度に負担金の増額をしていただいてもいいのではないかと思います。僅かな負担金を増額することで町民の財産と命を守るということに大きく貢献をしていただけると思うのですが、町の考え方を伺います。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

監視カメラに伴う右岸土地改良区への負担金の増額という御質問がありました。

二級河川の酒匂川等については、監視カメラですとか水位計、洪水予測等、リアルタイムで分かるような形で神奈川県のほうで情報提供しております。今言われたように、台風ですとか近年のゲリラ豪雨等で町内の水路、右岸土地改良区が管理している水路等についても、やはり1時間雨量が多いと溢水してしまう箇所が多く出ております。もちろん監視カメラ等を設置してリアルタイムで行ければいいのですけれども、うちのほうで、そういう場合には職員が、溢水する箇所というのは大体分かっておりますので、そこで対応する形なのですけれども、今後、防災面でのDX化という形で言えば、右岸土地改良区とも今後調整しながら、今言われたようなことについても検討していかなければと考えております。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、私からも補足させていただければと思います。

右岸土地改良区の皆様には、本当に日頃より、かつ災害時もしくは台風の前とかにも大変御尽力をいただいており、心から感謝しております。その上で、補助金に

関しましては今年度、一定程度増額させていただきました。

私も財務諸表、銀行員の経験も踏まえまして片っ端から目を通しています。私の一部推測を含むのですけれども、山下議員、もしくは、ほかの皆さんのお耳に届いている情報ほど単純なものではないということだけ、ちょっとお伝えさせていただければなと。その辺は、腹を割ってフェース・ツー・フェースで毎年、話し合いを重ねておりますので。我々も今年度増額させていただいたとおり、そういった意向はもちろん持ち合わせておりますが、中身も非常に大事なものでありますので、血税をどこに、どのくらい配分させていただくかという全体の中でも位置づけていますので、御理解をいただければなとも思います。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

町長の以前の経験からして、そこまでしっかり見ているということでおっしゃつていただいたので、いわゆる悪いようにはされないのだろうなという期待を持っているところですけれども。ただ、やはりDXは、さんざん調べれば調べるほど、いかに民間を取り込んで、庁舎内のリソースを少なくしていろいろな業務を進めていくかということにつながっていくのだと思いますので、今後も、こうした土地改良区に限らず、鋭意様々なところと意欲的に今後も協定を結びながら、協定が多いとかという声もありますが、それはそれやはり目指すものがあってだと思いますので、進めていただければなと。また、これまでと違う形でDXに絡めて進めていただければなと思うのですが、防災面でもう1つ。

協定ということでは、近隣の自治体とも当然ながら災害時における相互援助協定というものが結ばれています。今後、様々なシステムが共有化される中で、例えはなのですから、自分が勤務する自治体に居住していない公務員の方、例えば開成町に住んでいるけど実際は小田原市で勤めているという方がいらっしゃると思うのですが、発災時に、開成と小田原ぐらいなら行けるのかもしれないですから、もうちょっと遠くなると行けない場合もある。その場合は最寄りの庁舎に登庁することで使い慣れた仕組みを使って業務をするという、協定の中身にそういうもののはありますでしょうか。

よくラジオを聞いていますと、県域放送のラジオ局が災害時に最寄りの放送局に行って仕事をしていいよというような協定を結んでいるというのが時々入ってきます。そこからの着想なのですけれども、協定の中身、そうなっているかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、発災時の居住地への登庁ということで、実は、これ、もう10年近く

前のお話で恐縮なのですけれども、一度2市8町でこういったことを検討したことがございます。おっしゃるとおり、開成町にお住まいの他の自治体にお勤めの方が発災時は開成町に登庁して災害対応に当たると。落ち着いたら自分のところに行くということも1つ、案として出て、進めようという話になったのですが、実は、ある自治体の町内居住率が1割にも満たないということがございまして、つまりは、その自治体には誰も職員が登庁しないということになってしまって、そこから大きな反対が出まして再考になってと。そのまま、申し訳ございません、10年近く、そのお話は流れてしまっているというのが実態でございます。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、防災面で言いますと、近隣の自治体ではないのですけれども、神奈川県の職員の方々については、当然、本町に居住する職員の県の職員の方もいらっしゃいます。そういった方々が、災害時は県の自分の職場に行くのではなくて、こちらの開成町役場に来て、県の連絡員として神奈川県と本町、開成町との災害対応に当たっていただけるという形で、それは毎年、年1回、顔を合わせて、お互い情報交換しながら、災害時には対応していただけるという形で進めているところでございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

県とはそういう協定が結ばれている、そういう関係になっているということなのですが、近隣市・町も、確かに居住者が1割以下ということ、1割ということになると、なかなかそこからは御賛同が得られないのかなとは思うのですが、難しいのかもしれません、できるところから、5町全部まとめてということではなくて、1個1個でもいいので進めていただけるとありがたいなと思うのと、同時に、また10年たって状況も変わっているので、改めて、こうしたことを。

特に、公務員といえども発災時は本人がやはり被災者でもありますので、そういう面でのケア。特に、この時代、介護を抱えているとか、いろいろなこともあるので、やはり発災時になかなか家を離れにくいという人も出ていると思います。状況もいろいろ、社会的な状況も変わっていますので、改めて、そういう議論を復活させていただければなと願っております。

では、ここから、すみません、自治会のほうの、自治会、民間団体というところで少し話を持っていきたいと思うのですが、答弁にあったように自治会のホームページがあるのも知っていますし、幾つかウェブ予約で節約できるというところも見ておりますが、ホームページも、そのときに携わられた自治会の役員または担当の委員さんのスキルというか、属人的なもので最近は随分更新が滞っているところもあります。

これを町が行う。町が行うといっても、町の職員さんがそのままやるということではなくて、そういう技術を持っている方、町内にたくさん住んでいらっしゃると思いますので、その方たちがうまくマッチングして、そうした自治会のサポートをするというような環境を整えるということは、六次総合計画にある町民が力を発揮できるプラットフォームづくりということになると思います。同様の事例は、既に川崎市がプロボノ部ということで長く、もう実施をされていますので、そうしたこととは御検討の余地があるかどうか。

また、そのとき、各自治会のホームページのドメインを、ぜひ「town.kawasei」にひもづいたものにしてほしいと思っているのです。そうすることで非常に公的なホームページ、オフィシャル感が出て、ホームページ自体の信用度とグレードが高まります。そういうふうにすると、小学生が使っているセキュリティーのハードルの高いタブレットでも表示が可能になります。現状、総合の学習等で各自治会のホームページを見てみようと思っても、やはり、そこがいわゆる私製の何かドットコムみたいなものになると、児童・生徒が使っているものでは表示ができないということで、中には、町に申し入れたけれども、そこら辺は受け入れてもらえなかつたことがあります。

ただ、こういうことで授業でもしっかりと見ていくことになると、当然ながら郷土愛ということも一層図れると思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思うのですが、共同のプラットフォームをつくる件、それからドメインの件、2点について町の考えを伺います。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、1点目の自治会のホームページ作成等の支援について、まずはお答えしたいと思います。

山下議員が言われたとおり、現在7自治会のところでホームページを作成しているのですけれども、なかなか更新が滞っているところも確かにございます。ホームページは作って終わりではない。あくまで大切なのは、続けていくことが重要でございます。そういう部分では、先ほど山下議員が言われたように、役員ですとか広報担当の方が数年ごとに変わるような自治会にとっては、やはり今後、継続してホームページを作成・運営していくよう支援していかなければと考えているところでございます。

そういう意味で、昨年、山下議員にも参加していただいた「協働のまちづくり講座、動画編集を学ぶ」というのに引き続き、今年度はホームページ作成に関する講座を現在考えてございます。こちらは、自治会の役員の方々、自治会員を対象に、ホームページの作成に精通している現在、町内の自治会の役員担当の方を講師に招いて開催できるように現在調整中でございます。

次に、2点目のドメインの関係でございます。こちらは、山下議員が言われたと

おり、無料のサービスのドメインとかですと提供元の名前とかが入ってしまったりとかで、なかなか、ちょっと安っぽさというか、そういったような、言葉は悪いですけれども、そういう形の中で、うちで言うと、最後に j p がつくような j p ドメインというと、信頼感ですとか先ほど言われたオフィシャル感というのが出てくるというのは承知しております。

現在では、月額数百円で利用できるレンタルサーバーなどもあるというのは伺っております。ただ、今言われた最後に j p がつく j p ドメイン名というのは、基本的には 1 組織 1 ドメインで割り当てられてございます。同一組織に複数のドメイン名を割り当てることは、原則的にはできないと伺っております。もちろん下部組織であればサブドメインを取得することは可能ではございますが、自治会は御存じのとおり町の下部組織ではございませんので、「k a i s e i . ○○ z i t i k a i . j p」といったドメイン名を取得することはちょっと難しいということです。

いずれにしても、先ほどもありましたけれども、ドメインの管理権限ですとか更新のしやすさ、そういったものも含めて自治会の方々と調整しながら、よりよいドメイン名についても検討していければと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

今年度はホームページの制作の講座ということで、準備中ということでした。御答弁の中にもありましたけれども、作って終わりではないので、そこをうまくメンテナンスして、維持継続して更新していくような仕組みづくりを、ぜひともお願ひをしたいと思います。

時間も大分迫ってまいりましたので、最後、デジタルデバイド対策に行きたいと思いますが、令和4年12月の同僚議員の高齢者のデジタル化に向けた取組に関する質問に対して、令和4年度の高齢者福祉・介護に関するアンケートで項目を設ける予定という町からの答弁がございましたが、私が検索した範囲、見た範囲では、なかなか、その辺の項目を発見できませんでした。

ただ、これはアンケートで要望、求める声が高ければやらなくてはいけないし、低ければやはり利便性が理解されていないのだなということで、高くても低くても、これはやらなくてはいけないことなのではないかなと思うのですけれども、現状、高齢者向けのデジタルに親しむための政策、どのようになっていますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

それでは、お答えをさせていただきます。

高齢者向けのデジタル機器に慣れて親しんでいただくという機会づくりとして、

スマホ教室を年に1時期に4回から5回程度の講座を行ってございます。こちらは令和3年度から実施を開始してございまして、令和6年度までの実績で計18回ほどの開催で83名の方に御参加をいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

大上段に構えたスマホ教室というと、なかなか教わりに行くということで、そこも人数が伸びていかないし、その方が何を使えば毎日スマートフォンを使っていけるのかなというところが違うのではないかと思います。

我々議会、昨年、高知の日高村、ここは四千数百人の村ですけれども、町の調べでは92.7%、高齢化率40%の町にして92.7%がスマートフォンを持って使いこなしているということで、メディアにも度々取り上げられたところで、遠かっただけですけれども、朝4時に集合して行ってまいりました。やはり教室に来てではなくて、こちらから何かあれば行かなくてはいけないというようなところが大きいという、ざくつと言うと、そういうところでした。

スマホ教室というと、どうしてもスマートフォンの使い方になるので、スマートフォンの使い方というよりは、例えばLINEを使ってお孫さんと写真のやり取りができますとか。高齢者にとっての孫は結構キラーコンテンツだと思いますので、そういうリアリティーのあるものを可能であれば自治会をベースにして、そうでなければ先ほど言った共同のプラットフォームみたいなところから人を派遣することで自治会単位。あるいは、何かと集まられるサークルにこちらから出ていって、そこで日々使ってもらえるようなものについてスマホを使い慣れていただく。それによって、いろいろなこと、スマホを使うということに対するレジリエンスを高めていただいて、やっていってはどうかなと。

実は、福祉介護課から私のところにも、ショッちゅうフレイルサポーターとしてのいろいろな連絡とか、いつ出れますかみたいなものが来るのですけど、これをLINEでやれれば封書を封入する手間、集計する手間、要らないと思うのです。一応登録はしてあるのですけれども、やはりフレイルサポーターといえども、サポートする側も結構高齢の方がいらっしゃいますので、なかなか十分に使えていない。だったら、サポーターの連絡会のところに行って、その業務に関することだけ伝えていくというような、きめの細かな対応が必要ではないかと思うのですけれども、そういった辺りについて町の考えを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

我々としても山下議員御指摘のように、一律「高齢者」と申し上げましても様々な方がいらっしゃいますし、様々な、スマホ1つ取っても、知識のレベルの違いもあるということで、教室内容のバリエーションを増やすということと。それと、より多くの方に、先ほど来ていただくという形式だけではなくてという御指摘もありましたけれども、我々としても老人クラブさんの会議等に出向きて、そのようなニーズがあれば、我々のほうで出向いて教室をやらせていただけないかという御依頼も今年の春先に行ったところでございますが、現在、御相談は1件ありましたけれども、特段、具体的な開催に至っていないという状況もございまして。

今後、やり方については様々なニーズを捉えながら考えていきたいと思いますが、先ほどのLINEのお話のとおり、最低限これはできるからいいやみたいなことで高齢者の方も選択していただいている部分もあろうかと思いますので、あまり我々としても押売にならない程度に、効果的な教室を今後展開できるように検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

高齢者のニーズという言葉がありましたけれども、これがなかなか、使っていない人は、使うとどれだけ便利かというところが、これはデジタルに限らずなのですから、特にそういうところが多いのではないかなと思います。

何年前ですかね、町長も一緒にやっていただきましたけれども、コロナの予防接種の代行をやりましたよね。7組ぐらいだったと承知していましたが、町長も、その頃のブログ、もしくはSNSだったか、どちらかで「お役に立てた感は近年随一だった」というようなことを書かれていたように記憶をしております。やはり、そのときは、本当によく聞かれた話ですけど、朝から夕方まで電話をし続けて、100回以上かけ続けて、具合が悪くなるほど電話をかけたけど、つながらなかつたみたいな方が来られて、朝10分、15分ぐらいで予約が全部できて終わると。いかに便利なものかというのは、そういうところで都度都度、体験してもらうということが、まずは必要なのではなかろうかと思います。

なので、ニーズがあるかということよりも、こちらからどんどん、こんなこともできる、あんなこともできるの中で、どれか1つでも拾ってもらえないかどうか、その辺りを投げかけていって、それこそ、町直接というのは、また難しい部分もありますので、それが自治会ができるところもあれば、できないところは、さっき言ったようなほかの民間の団体の力を借りるというところに行政は力を注いでいただいて、実際のオペレーションは、ぜひ民間でやっていただけるということを御検討いただけないかなと思うのですが、再度御答弁をお願いできればと思います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

山下議員の御提案については、これから検討の中の材料の1つとして承知いたしましたけれども、我々としては多くの方というか、情報弱者の方に向けて、ある一定基準の環境を整えていくと。情報の公平性を担保していくという面で、今後も、今いただいた御提案も含めて、様々なチャネルを増やすような形で検討を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

もう少し時間があるようですので、ちょっと違う切り口のもので。先ほど当初の町長答弁の中で、移住・定住に関しても地域社会のDXを整えていくことで期待ができるという御答弁があったかと思います。実際、本年7月までの転入・転出差異、自然増減はコントロールできない部分がありますので、転入・転出差異を見ると35人のプラスとなっていて、昨年同月のマイナス29から比べると非常に大きく転入超過になっていると思います。

昨年のデータは昨年だけのことと言えるように、このまま進めばいいなと思うのですが、とはいえる2023年の7月はプラス100名の超過、22年は70名ということだったところから見ると、まだ若干プラス幅が小さいなとは思います。こうした移住・定住につながる地域課題の解決とか施策というものについては、具体的に今、何か検討されているものがありますでしょうか。伺います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

移住・定住に対する地域課題ということでございますが、今、様々、駅前の開発も含めて様々な局面にあるというところの状況ではございますが、これから様々な開発なり駅前周辺の整備を進めていく中で、これから定住・移住をお考えいただけますような町の魅力をどういうふうに発信していくかということでプランディングを進めていきたいと思っていますし、また、先ほどのDXの面でも、地域課題、観光情報なんかも含めて、定住・移住情報なんかも含めて、SNSを通じて積極的に発信をしてまいりたいと考えています。

地域課題としては特段具体的なものはございませんけれども、我々としては、ぜひ開成町を知っていただく、魅力を発信していくということに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

庁舎内のことだけではなくて、地域社会のDXというのは、その力を使うことで、先ほどもちょっと申し上げたように、交通弱者の課題を代替交通に頼るのではなくて、動かなくてはいけなかったものを動かすにスマホの中だけで完結できるとか、そうした全く異なるフェーズの解決策を見いだせるものだと思いますので、そうした視点で進めていただければなと思うのと。

いずれにしても、基幹システムへの移行の準備が、もう非常にスムーズに整っているということから、町の行政としてのDXがどう進んでいるか、そこに全く懸念はないところなのですけれども、それを使いこなす側がしっかりと使いこなせないと地域社会DXは進まないと私は思いますので、今後、そこら辺に力点を置いた施策の展開を期待したいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで山下議員の一般質問を終了といたします。

続いて、1番、清水友紀議員、どうぞ。

○1番（清水友紀）

皆様、こんにちは。1番議員、清水友紀です。

通告に従いまして、1項目について質問させていただきます。伝統と文化の価値を高め、継承されるまちづくりを。

町の伝統・文化という地域資源を見詰め直し、その個性と魅力を最大限に引き出した戦略立案を行うことは、地方創生の考えに沿うものであります。本町も新たな開発、新たな施策を進めると同時に町の伝統や文化に着目し、より質を高め、深みあるまちづくりを目指すときではないでしょうか。

少子高齢化や移住者の受入れが進む中でも、伝統や文化の周知と継承、維持管理に自治会や有志団体などが精いっぱい励んでいます。そのような町民活動を支援する意味を込めて、行政として伝統や文化の価値、ひいては町の価値を高める手立てがあると考え、以下について問います。

1、町の歴史を語る文化財や、町民の伝統行事や暮らしに根づいた文化財について、町指定文化財としての認定を促進する考えは。

2、ふるさとの景色である箱根外輪山や酒匂川の松並木などの自然景観、また、貴重な矢倉沢往還といった文化的景観を守るために条例を制定する考えは。

3、文化財や景観の価値を地域住民と共有するための取組、また、酒匂川に関しては、共に一級河川化を望む流域自治体と共有するための取組は。

以上、登壇での質問とさせていただきます。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、清水議員の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の御質問、町の歴史を語る文化財や、町民の伝統行事や暮らしに根づいた文化財について、町指定文化財としての認定を促進する考えは、についてお答えいたします。

文化財には、建造物などの有形文化財、工芸技術などの無形文化財、有形無形の民俗芸能、史跡・景勝などの記念物といった区分がありますが、ここでは区分によらず総じて文化財としてお話をさせていただきます。

開成町には酒匂川の氾濫とともに歩んできた歴史があり、歴史的文化遺産となるものがあったとしても、その多くは残念ながら失われてしまったため、町の指定重要文化財に指定されているものは近隣の自治体に比較して極めて少ないというのが現状でございます。現在、町指定重要文化財は2件あり、1つは平成13年2月に指定された「瀬戸家住宅・主屋及び土蔵」、いわゆる瀬戸屋敷です。もう1つは平成14年3月に指定された「円通寺観音像2体」です。

開成町において町の指定重要文化財として指定される場合の過程は、最初に、指定を受けようとする方が指定申請書に由緒・沿革や維持保存方法などを記載し申請を行います。次に、申請者と当該文化財の所有者が異なる場合は、教育委員会が所有者の同意を得ます。続いて、教育委員会は文化財保護委員に対し指定が適当か否かを諮問し、その答申を受けます。最後に、所有者に対し指定書を交付し、指定が行われたこととなります。この過程の中で、必要に応じて学芸員等の専門的知識を有する方に調査をしてもらう場合もございます。

このような経緯や手続により、平成12年以前には存在しなかった文化財が現在は2件、指定されるに至っています。

その後も文化財保護委員が町内の石像等の文化遺産について研究を進めていますが、指定を検討する段階にあるものは残念ながらないというのが実情です。教育委員会としては、文化財の指定を増やしたいという思いはありますが、このような実情を踏まえると現時点ではなかなか難しいと言わざるを得ません。

次、2つ目の御質問、ふるさとの景色である箱根外輪山や酒匂川の松並木などの自然景観、また、貴重な矢倉沢往還といった文化的景観を守るために条例を制定する考えは、についてお答えいたします。

議員御指摘の箱根外輪山に加え、富士山や丹沢の山々は、開成町に所在するものではありませんが、その眺望は開成町の大きな財産だと思っています。これらの山々や酒匂川の松並木、矢倉沢往還などは、町の歴史や文化を語る上で欠かせない存在です。開成町には、これらの文化的景観を守ることに特化した条例はありませんが、町環境基本条例の第7条で「町は、基本理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するも

のとする。」としており、その第2号で「潤いと安らぎを与える水辺や松並木等の地域を特徴づける自然的・歴史的資源の保全及び活用を図り、並びに人に優しい都市施設の整備を推進し、快適環境の形成を図ること。」と規定しています。

また、同条例の前文では、「私たちは、今ある豊かな自然が限りある資源であることを知らなくてはなりません。残された美しい環境を守りながら、新たな良好な環境を創り出すために行動しなくてはなりません。」とうたっています。松並木は酒匂川の土手という県有地であったり、町並みは個人の財産を含んでいたりするので、法的根拠がない中で規制をかけることは難しいものと思います。教育委員会としては、町環境基本条例の思いを多くの方に理解してもらうことで文化的景観を守っていきたいと考えています。

3つ目の御質問、文化財や景観の価値を地域住民と共有するための取組、また、酒匂川に関しては、共に一級河川化を望む流域自治体と共有するための取組は、についてお答えいたします。

文化財等の価値を地域住民と共有するための取組を大きく4つに分けて説明いたします。

1つ目は文化財保護委員の取組です。これまで研究結果を冊子化したり、住民向けに講演会を行ったりといった活動を展開しています。昨年度にはコロナ禍により実施が見送られてきた事業である新春歴史散歩を復活させ、文化財保護の意義を住民に伝える取組も行っています。

2つ目は、文化財の指定を受けた所有者の取組です。例えば、瀬戸屋敷では施設を活用して生涯学習事業等を行うことで、文化財としての価値を地域住民に限らず広く認知してもらっています。

3つ目は、町民センター図書室の取組です。図書室は従来から町の郷土に関する書籍を収集し、閲覧できるようにしています。加えて、今年6月から公開を始めた郷土資料室でも、その資料を通じて文化財等の価値について理解してもらうことができます。

4つ目は学校教育における取組です。町教育委員会で作成している副読本「わたしたちのまち開成」において、「地いきで受けつがれてきたもの」として瀬戸屋敷、円通寺観音といった町指定重要文化財や松並木などを取り上げて、地域の文化財を理解する学習を行っています。

御質問後段の酒匂川の文化的景観を他の流域自治体と共有する取組については、自然環境を将来に引き継ぐための取組を推進する酒匂川水系保全協議会の一員に開成町はなっており、文化的景観を守ることもこの活動に含まれるものと考えます。酒匂川水系保全協議会の活動の1つに酒匂川の魅力を伝えるフォトコンテストがあり、教育委員会では写真展の会場として開成水辺スポーツ公園の管理棟を提供し、酒匂川の景観や生態系を守っていくことの大切さを広く発信し、共有を図っているところです。

引き続き、町文化財保護委員の方々のお知恵とお力を借りながら、これからの方々

組に注力し、文化財等に対する地域住民の理解を深めていきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では、再質問に入らせていただきます。近隣に比べて開成町の町指定文化財が極めて少ないとということで、事前に私も調べましたところ、ほかの1市5町、足柄の1市5町は、中井町22、大井町18、松田町18、山北町13、南足柄市39、そして開成町は2です。町民感情を考えてしまうと、あまりに少ないなと思うところですが、ほかの町の文化財を見ますと、決して室町時代、鎌倉時代のものばかりというわけではなくて、江戸以降の治水に関する石碑ですとか伝統行事そのもの、また彫りが立派な山車なども認定されております。そうしたほかの市・町の例を見た上でのリサーチというのは、されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、開成町の文化財の数は他の近隣自治体に比べると非常に少ないのかなというところはございます。この辺のところについては、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、洪水に流されてしまった歴史があり、なかなか古いものが残らないというところ、そこが問題になっているのかなというところです。

今お話をありました江戸時代のものというところでは、石碑類が江戸中期ぐらいのものから残っているところです。一番古いもので、1660年代のものがあるという記録がございます。ただ、やはり瀬戸屋敷で300年の歴史を持つ古民家というところで文化財として指定してきている、そのような流れもございますので、それぞれに基準というものが明確にあるわけではありませんが、そこに照らして見たときに、もう少し年数が必要なのかなというところを文化財保護委員の中では考えているといったところです。

近隣の自治体に比較してというお話もありましたが、近隣は近隣での考え方があるのかなと。開成町は開成町として、文化財保護委員を中心に検討を重ねていくといったところでお答えをしたいと思います。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

年代をかなり重視している開成町というところですけれども、今申し上げたとおり、伝統のものですとか地域に密着した民族文化的なところという視点もあるわけです。こうした視点を、文化財保護委員会の方が、どうしても史跡、文化的、歴史的に長い年月がかかっているものというところを重視するのであれば、町として何

か新たな見方を提案するということもあるように思います。

文化財保護委員会の皆さんのが町中のお地蔵さんですか歴史的遺跡を集めた「ふるさとの栄」という本があります。それは、町の指定文化財2点を含めた42点が写真つきで掲載されています。これについて、ある自治会長の方は、認定されている文化財ではない、本にはあるのですけれども、そういうものもある自治会ということで、とても責任感を抱いている方でした。その方の御意見を紹介いたします。

こういうのは、この先、誰が維持管理していくのか。少子高齢化で、いろいろ開発も進んでいる。町には、神経をとがらせて町内を見てほしい。文化財を起こすつもりで。重要度を高め、不变・不同的のものだと訴えていかないといけない。どう維持して、どう継承していくのか、もっと町の課題として考えないといけないという御意見でした。

認定されていない文化的・歴史的な遺跡というのは、町民の誰も壊すことはないだろうと。そうでなければ、風化してしまってはいるものなのでしょうか。今後、どうするのか。こういったものをどう捉え維持管理していくのか、御見解があれば伺います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

町として、やはり何よりも文化財に指定されたものに対してというところに手厚くというところは、当然あるところかと思います。文化財にまだ至らないものということに関して、先ほど文化財保護委員のかつての調査のお話がございましたが、その他の証跡類、こういったものもひっくるめると、かなりの数、石碑だけでも100を超える数がございます。その全てをということは、なかなか行政でというのは難しい。そういうところでは、やはり地域の手を借りて未来に残していただきたい、そのような形で今は取り組んでいくところかなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

実際に総合計画の中でも、そのような未指定文化財について調査を重ねていくようなことが記載されていましたけど、具体的に、これからどのように動く予定というのがありましたら、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの質問にお答えいたします。

なかなか文化財未指定の歴史的遺構だったり歴史的価値のある文化遺産といった、

一步手前の表現をすると、そのようなものになるかと思うのですが、こういったものについて、現在、それぞれカテゴリーに分けて調査を、一遍になかなか全部をというは難しいので、調査を行っています。現在で言いますと、町の石碑について、かつて調査したもの現状調査を再度行って、歴史が少し進んだ中で現状どうなっているのか、その把握に今努めています。それを、調査がまとまったところで、今後どのような対応をしていくのか、保存に対してどう考えるのかといったところを文化財保護委員と共に検討していくような形になります。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

認定された文化財の一步手前の文化遺産のような言い方をされていましたけれども、令和3年に文化財保護法の改定で登録文化財というものができました。これは、考え方としては、地域で埋もれていってしまう、時代の流れで、こういったものを危惧して社会全体で守っていく、そういう仕組みが必須であるということからの改定であります。このように地方登録制度、文化財の登録制度というものを捉えれば、今すぐに認定するものではないですけれども、今後、可能性があるので大事にしていきましょうという公的な認定ということになるのですけれども、そちらについてのお考えを伺います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

今の御質問にお答えいたします。

認定制度については、現段階ではまだ考えておりません。まずは、先ほどお話ししたとおり、どのような歴史遺産、歴史文化遺産、こういったものが今現在どうなっているのか、その把握をしっかりとした上で、必要であれば、法改正もありましたので、認定だとか、そのようなことも考えられるのかなということになるかと思います。今の段階で制度設計というところに至らないという回答とさせていただきます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

昨今、インバウンドの増加ですか外国人の増加ですかで、文化財の危機みたいなところは、鎌倉ですか、こういったところからの発信かもしれませんですが、始まっておりまして、文化財の保護法の改定というのが令和元年あたりから進んでおります。拝見しておりますと、だから開成町がどう動いたというところは特に見えないわけですが、それに関して補助金についても変化があります。

国では、文化財保護法の観点から文化財活用推進事業というのが始まっておりま

す。これは、文化財を活用していこうという意識が高まって平成31年に改定されました。実際、令和4年度に下島地区の山車、屋台を修理するのに、初めて、開成町では初めてこの補助金を使っております。なぜ、瀬戸屋敷の行事は使っていないのかと。

実際、たくさんの事例を拝見いたしますと、瀬戸屋敷でかやぶき屋根の修理、これは子どもたちも巻き込んで町の一大イベントとして、いろいろな広報に募集案内が載って、何日もかけて行われたものでした。また、近年はライトアップをして螢の観賞ですか、そのような町指定文化財の中でたくさん町民がそこを訪れて何か経験できる、こうしたものが国の文化財活用推進事業の中でたくさん認められております。

こちらは、まだ平成31年なので比較的新しいのですけれども、今後、瀬戸屋敷は積極的に活用されていますので挑戦してみたらどうかと考えております。御見解を伺います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

下島の山車の補助金に関して、その活用をというような切り口でお答えをさせていただきますと、下島の山車の補助金に関しては建物については対象外ということでしたので、これについては、あくまでも瀬戸屋敷には使えなかったというところ。それと、瀬戸屋敷、今後、文化財という点で改修があるということであれば、国の補助金等、使えるようであれば積極的に使っていくべきだと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

こうした公的な非常に複雑で大変な申請資料というのは、ちょっと言い回し的な、どこに視点を置くか。実際はこちらを目指したいけど、通るように、こういう文書にしようとか。実際、皆様は御経験の中であるかと思うのですけれども。今の補助金に認定された例としては、ライトアップをする、すてきな市民全員を巻き込んだイベントをしたいから、そのための階段を整備しますとか、ライトの設置を整備しますとか、維持管理に係りそうな、建物に係りそうな、屋根のようですね、係りそうですけれども、そのような活用のためということで認定されておりますので、どうにか工夫を凝らして、今後、基金を取り崩す一方ではなく、そういうふた交付金を使っていただきたいと思います。

また、吉田神社に関しても年明けから改修予定ということで、改修の補助に関しては、政教分離の考え方で、これは無理ですとあるのですけれども、例えば、そうした国の様々なメニューを拝見しますと、中の絵については補助が出るですか、文

化的工芸品の復元ということであるですとか、先ほどの安全面、階段ですとか塀ですとか、そういったところもありますので。お話を聞きますと、ああ、もう政教分離だから無理と言われましたと、残念そうな。もう、けんもほろろな印象で断られたそうですけれども、これは暮らしにとても根づいた吉田神社です。酒田神社と吉田神社。これが町の町民の絆をつくっているということで、決して切り離せるものではないと思うので、ぜひ、何か検討してというか工夫の余地があると思いますので、御検討いただきたいと思いますが、そちらについて、お考えを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問について、お答えいたします。

けんもほろろというお話をしたが、基本的に宗教法人という形になってしまいしますので、上部団体というものもあるかと思います。神社であれば、神社本庁といったような。そういったところが本来であればアドバイスをしていくという、分担というのですか、役割となるかと思いますので、なかなか町でそこに対してフォローしていくというのは、やはり憲法、法令、そういったものへの抵触というところもございますので、難しいものなのかなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

こちらも、神社が禁止されているかといったら、されていない国の交付金もありますので、こうした宗教法人からの申請にしてくださいというような文言でうたつてありますので、ぜひ御確認をしていただきたいと思います。

次に、質問の2つ目に関しまして、自然景観、松並木などの自然景観、また、貴重な矢倉沢往還といった文化的景観を守るために、これは自然景観、文化的景観ということで、私は環境についてではなくて、あくまで景観についてお伺いしているわけですけれども、お答えとしては環境基本条例がありますので、そこでちらっと触れてはいるのでというお答えだったと思います。実際に、景観条例と環境条例の違いを端的に示していただきたいと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井謙）

御質問のお答えをしたいのですけれども、基本的には、もう名称のままと考えていただいて結構だと思います。役所的にというか、行政的にという言い方も変ですけれども、こういった所管している国とかも違いますし。

環境という部分については非常に広くて、自然環境から。よく、もう少ししっか

りと言えば、環境基本条例で所管している部分といえば、基本的には、法律で言えば大気、水質、騒音、振動、この辺、公害関係ですとか、そういうものが基本だと認識しております。

片や景観条例という部分については、まさに御質問のとおり町並みですとか。細かく言えば、個人の財産とは言いつつも、そういうた屋根とか建物の意匠ですとか。よくあるのは、具体的に言うと、御存じの方がいるかどうか、富士山の麓のコンビニエンスストアとかへ行くと全然カラーリングが違うような、ああいった部分は、どちらかといえば景観条例。

景観条例の特色の非常に1つあるのは、これから御質問されるかどうかはあれなのですけれども、国なりの指定というか団体として登録できれば、各市町村が、もうかなり自由にできるということで、ちょっと言い方はあれですけど注目された時期もございます。これもちょっと言い方はあれなのですが、いわゆる国とか県とかの指導というか、そういうものをあまり受けずにつくれるよということで注目された感じがあります。

ちょっとお答えになったかどうか分からないですけれども、そういう形で、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

答えになっていたと思います。

環境条例というのは、環境基本条例を見ますと、理念などと御答弁でおっしゃっていたかと思いますけれども、公害、川に排水を流してしまって健康被害が起こるですとか、そういうた時期に日本全国で環境条例、環境基本条例というのができたと思います。開成町の環境条例も、理念から目的から全体を見ますと、やはりそうしたところが強い。二酸化炭素を増やすな、緑を増やして空気を汚さないように、最近ですと自然エネルギーですとか、そういうたところが環境基本条例にあって、景観条例というのは、もっと、こう、近隣ですと南足柄市とか山北町が設けているのですけれども、そちらを拝見しますと、「訪れた人が、また来たいと思う景色、思い出に残る景色」といった心に訴えるような、そうした町の愛着に通じるようなのが景観条例だと思っていますので、ここは明確に違いますので。

こうした条例、「景観を守るために条例を制定したらどうか。」、「いやいや、環境条例がありますので。」というのは、やはり行政としてちょっと違うのではないかと思います。普通の民間ですとか個人が「実は、こちらのほうでこれをうたっているから、いいでしょう。」というのとは違う、きちんと行政として設けていただきたいと思っていますが、もう一度、御見解を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 譲）

先ほど当初に教育長答弁では、議員がまさにおっしゃられたとおりの部分のお答えでしたが、今の御質問の御回答からすれば、御質問の趣旨は、まさに景観条例なりの方面の話に近いかなという部分がございます。ただ、景観条例については、町の部分についてもいろいろ検討もしてきました。あるいは、所管的には都市計画マスタープラン等について、北部については景観条例、条例とまで言っているかどうかはあれですけど、ちょっと記憶があれですけど、景観の部分については検討していきたいよということです。

ただ、先ほど申し上げたように、景観条例の制定については、今は法律が改正されてなくなったのですが、以前は県とかに届出をして、この辺ですと、正確に言えば、上郡5町で言えば、山北町さんしか、たしか景観。大井町さんか山北町さん、2町ぐらいしか。県内では24か5ぐらいの自治体しかつくっていないと思います。

法律的には、ごめんなさい、ちょっと話がばらばらして申し訳ないのですが、景観法上は政令指定都市とか中核市、そして都道府県は基本的に景観、指定団体というのかな、要は自分のところの裁量でいろいろ条例とかをつくれますよという、そういう団体になります。以前は県とかに申請をして、登録団体というか、そういうものになって景観条例をつくっていく。

何が言いたいかというと、下郡等で言えば、箱根、湯河原、真鶴は景観条例があって、どういうことかというと、先ほど議員からも質問があったとおり、話があつたとおり、鎌倉市ですとか、ああいうような、多くの方が見てそういう景観を守っていくべきところだろうなとか、あるいは開成町に文化財が少ないというように、特徴的に、そういう、外輪山云々というお話もあったのですけれども、特段、条例をつくってまでという部分が、なかなか特色を出すのが難しいのではないかということで見送ってきたという経緯と私は承知していますので、その辺の答えで御了承いただければと。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

神奈川県では24か5ぐらいしか条例がないのではないかというお話でしたけれども、神奈川県の中は33なので、25だと、もう7.5割なのです。決して少なくありません。また、全国では1,741市町村のうち822と半数近いです。景観条例というのは規制を伴うので、簡単ではないと思っています。ただ、その一歩手前のような、今、法が変わったとおっしゃいましたけれども、そのとおり、景観行政団体という、条例をつくるまでではないけれども、景観法に基づいて景観を大事にしていく団体なのですよという景観行政団体に認定を目指してはどうかと。申請をしてはどうかと。

なぜなら、開成町は、そんなに特徴ないですか。こだわり、ないですか。ありますよね。今、新たな都市計画をつくっている中で、都市計画審議会で、私、傍聴しましたけれども、たくさん、例えば、矢倉沢往還という私が申したことに関しては、

歴史を感じさせる町並みの形成を目指しますと、これ、一歩踏み込んだ書き方になっていました。まだ、今、策定段階なので、決定ではないですけれども。また、瀬戸屋敷、今、瀬戸屋敷1点という、点でかなり捉えられますけれども、あじさいの里や既存の田園風景など周辺を含めた地域資源を生かした、そういう瀬戸屋敷一帯として捉えている書き方に、都市計画、新たな令和8年度からになる都市計画では記載される予定となっているはずです。

これから駅前開発、駅前の姿も変わろうとしています。こちらで、そういう景観条例までいかなくても、行政団体に入ったのだということが町民の意識を高め、また、企業も「それを、うちはクリアしているのだよ。」というプライドの高さといいますか、そういうところになるわけです。なので、景観行政団体には、まずは入ってはどうかと提案いたしますが、これについて御見解を伺います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

神奈川県で景観行政団体につきましては17団体、登録をされております。行政団体に登録されたところで景観条例は定めてございますが、開成町は70周年を迎えて、区画整理を開発をしながら開成町は大きくなってきたというところの歴史的な経過がございます。その中で、開成町につきましては、景観条例を定めなくとも、既存の地区計画や都市計画に基づいて良好な開発がされているものだと思って考えてございますので、現段階においては景観条例を定めることは考えてございません。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

景観行政団体に入ることについては、いかがですか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

当然ながら、ごめんなさい、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

景観行政団体になるために景観条例を定めるとかというところに関しても、今、現段階においては、景観行政団体になるというところも今の時点では考えてございません。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○ 1 番 (清水友紀)

景観行政団体になるためには条例を制定することが必要かというと、それは逆でして、景観行政団体に入って景観計画を景観法に基づいて立てるけれども、さらに条例で規制を設けるかというのは、さらに先の話なので、やはり一歩手前と考えられます。

タイミング的には、今、行うと、そのために駅のこれから整備事業に関わろうとしていた企業に「考えていたのに、今、何。」というタイミングかもしれないの、私としては庁舎ですか瀬戸屋敷ですか。庁舎ができたところで、ああいうところ、点になっているところを、いや、開成町はこういう町なんだよ、農地の中にソーラーパネルはつくらないよとか、そういった農振地域がありますので、そういったある程度のポリシーをしっかりと示すという手段ですので、やはり、こうした景観。移住者がたくさんいます。文化財についてもそうですけれども、文化的景観といったところも、「ああ、開成町はこういう町なんだ。何かいいね。」と思っていたのが、こういうところに由来しているのだというのは、やはり行政としてしっかりと、こういうのがあるから暗に伝わっているというものではなくて、しっかりと示していただきたいと思います。

町長に次はお伺いしますけれども、災害協定を最近結んだ群馬県吉岡町、ここは移住者がとても多くて、開成町と同様に人口が増えている町ということです。美しい田園地帯がある町というのも共通しています。ただ、その町について見ますと、もうすぐに目につくのは歴史や文化、文化財を町で見直す資産だと、今、力を入れているのだというところです。移住者が開成町よりも多く3分の2を占めるので、郷土愛を醸成するには、そうした古きよきものに注目して、改めてそれを起こす、知らす、そして愛着を持っていただくというところに力を入れております。この町を訪れて協定を結ぶ中で町長が学んだところ、これから生かしたいと思われたところについて、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

吉岡町さんに関して、行って学んだことという御質問ですけれども、今、清水議員がおっしゃった、これまでおっしゃった理念には共感します。とはいえ、景観条例というものは、定めている自治体が県内で幾つであるとか全国で幾つであるということは実態としてあるにしても、開成町としては、まず、自然は守っていこうということで取り組んでおりますし、総合計画とかでも引き続きうたっております。

おっしゃるのは観光という視点なのかなと思っておりまして、ここでは費用対効果という視点も大事だと思いますし、冷静に考えて、神奈川県、直近に公表されましたけれども、令和5年度の神奈川県観光客（入込客数）は1億9,000万です。開成町は25万人です。もちろん軽視することではないのですけれども、限られた財源をどこにというときには、やはり。

あと、加えて、町民の皆さんにも最低限の御協力をいただかなくてはいけないこともありますので、それらを総合的に考えて、現時点においては景観条例なるものは定めていないと、行政団体にも入っていないというのが実情でありますし、あと、今後につきましても担当課長から申し上げたとおりということでございます。

吉岡町さんに関しましては、くしくもというか、先週も教育DXの件で行ってまいりましたけれども、エリアとして非常に古墳が多いエリアです。群馬県を挙げて古墳群ということを、観光を中心に魅力・特色として発信しております。その中で吉岡町さんも、もちろん町としての御方針もあると思いますし、県としての方向性も踏まえて、そのような方針を、もしくは発信をされているのではないかなと思います。

私も実際、県の、正式名称は忘れましたけれども、保存すべきと指定されている古墳にも前々回行ったときに見てまいりました。それはそれで当然貴重なものですし、それと比較して、開成町には先ほど来、説明をさせていただいていますけれども、そのクラスの遺跡の類いは正直ないということで、それらを受けて開成町としてどうかというあたりは、直接的に参考になるようなものではないと認識しております。

加えて、まちづくりの経過とかも、ちょっと話はそれてしまうかもしれないですが、吉岡町さんの場合は町施行とか組合施行とかというのが一切ない、民間事業が施行する開発行為でのみ発展している町でございまして。開成町の場合は、南部地区は組合施行、地権者の皆さんを中心になってやっていただいて、駅前通り線は町施行ということで、まちづくり自体も、結果は、いずれも自立持続可能性自治体、全国65のうちの1つではあるのですけれども、まちづくりの経過とかも違いますので、このような景観条例並びに環境方面に関しましても、それはそれで独自色があっていいのではないかと位置づけております。

長くなりましたが、すみません、以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

古墳の話もありましたが、先ほど申し上げたとおり、田園風景というのもかなり美しいらしいですね。これは、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例というのを設けていらっしゃいます。この町の田園風景を守るのだというのを町民に知らしめる条例というのを改めて近年立ててありますので、町として、私はそういう姿勢を見せていただきたいなと思います。そちらを上げたほうが町民へのアピールにもなるじゃないですかと思うので、「シビックプライド」という言葉を何度か伺いますけれども、そういったものが現れるものだとも思っています。

私が何度か申し上げています矢倉沢往還という江戸古道ですけど、BSでも特集が最近ありましたけれども、地元にいながら知らない人が結構いらっしゃるのです。人口が開成町は増えたとか急行が止まるとか、文化財といえば瀬戸屋敷。そうでは

なくて、それ以外の数ある文化財、この町の文化・歴史について、生涯学習課、1つの町の中の1つの課が担当した、そこでの動きだけではなくて、町として関心を高める努力というのが足りなかつたのではと思っております。

国が地方創生という中で、各市町村が、まち・ひと・しごと総合戦略的なものを掲げていますが、文化財と観光につなげるですか、町によっていろいろつくっていますけれども、開成町だけ、まち・ひと・しごと総合戦略の中で「文化」という文字は全く入っていません。

文化財保護委員の方にも伺いました。とてもたくさん調べられて、発刊も定期的にされていますけれども、ちょっと我々はアクティブではなかつたかもしれないなと。先生方の集まりで、本当に根を詰めていろいろ調査はしますけれども、さて、それを町民がみんな知っているのか、それを、ほかの町から勤める方が多い庁舎の職員さんたちは御存じなのか。そういう動き、今後の取組を含め、御所感などを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まさに議員の御指摘のとおり、「アクティブでなかつた」というワードもありましたが、情報発信というところではまだまだ足りていないのかなというところで、文化財保護委員の皆さんも、その辺のところは大きな課題だと感じていると私のほうでも伺っております。

例えばですけれど、今年の文化祭の中で文化財保護委員が、例年、展示などを行ってきてることはなかつたのですが、町の歴史について展示を行うだとか、あと、町のホームページで一部の刊行物、こういったものを公開しているところなのですが、今まで文化財保護委員が一生懸命調べて刊行物にしてきたものがまだまだございます。そういうものについても発信していく、そのような努力がまだまだ必要かなと思っています。

こういったお話をさせていただくのが、議員のほうでも矢倉沢往還がというお話がありましたが、矢倉沢往還のウォーキングガイド、この冊子を、町民センターが昨年度工事をしまして、1月から開館をしております。その再稼働の中で図書室も再稼働して、このウォーキングガイドを配布し始めたら、かなりの数がはけていくという実績がございます。すみません。集計を特に取っているわけではないのですが。町民とは限らないかもしれません、図書室利用者の方でも、また町民センター3階利用者の方、ウォーキングガイドに興味を持たれている。

町の歴史・文化に対して知識を深めたいという方が多数いらっしゃると考えてございますので、私たちのほうでも文化財保護委員と一緒に、より効果的な発信、そして町民に多くのことを知つもらうという努力を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では、3つ目の質問の文化財や景観の価値を地域住民と共有するための取組、これは今伺ったところかなと思いますが、酒匂川に関して、共に一級河川化を望む流域自治体と共有するための取組はというのでフォトコンテストなどの話がありましたが、これは募集、開成町内でされていないのではないかなと思っています、今年に関して、ちょっと探すことができませんでしたが、それ以上に、流域の小田原発のサイクリングコースというのが最近、時々見かけるのです。外国人の方も小田原から乗ってきているのだろうなというのが。

その案内を拝見しますと、二宮金次郎、小田原方面に関してはすごく書かれているのですけれども、開成町は、ほぼスルーです。川の氾濫の歴史、ふれあい館について、何も触れていません。最近、流域自治体としての交流が、水害や整備という話はよく聞くのですけれども、流域自治体と治水にまつわる文化財、点々とあります、それを観光資源としてという視点もありますが、そういった文化財があることについて、話合いですとか、そういった視点での会議みたいのはあるのでしょうか。進んでいますか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

流域自治体の協議体のようなものは複数ございます。ただ、それは、あくまで環境的にきれいな水を維持しようとか、県内に水を供給している水源地として、しっかり森林の保全であったりに取り組んでいこうと、加えて県・国に要望していこうというあたりが趣旨でございまして、歴史的遺産ということは、あまりテーマとして上ることはない会議体になっております。

もちろん小田原市さんも柏山の霞堤であったり南足柄市さんも文命堤等々について、歴史的遺産として位置づけ、観光スポットということでの発信もされていると承知しておりますけれども、ここからは大分、首長とか市・町の考え方の違いによるところもあると思うのですけれども、例えば、霞堤1つ取っても、確かに歴史的遺産であり、武田信玄等の時代に遡る治水の手法ということで相応の価値はあると思うのですけれども、今日、ここまで自然災害の激甚化・頻発化が顕著になる中で、自然災害のリスクと霞堤を照らし合せた場合には、私は時々申し上げていますけれども、リスクなしとしないと思っていますので、それを維持することということにも相当な議論が必要かなとも思っておりますので。

一概に歴史的に価値のあるものだから、みんなで力を合わせて維持していこうというような議論ありきではないと私自身は考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

例えば、大井町さんなんかは、酒匂堰の取水口の石組みなんかを川沿いから移転して生涯学習センターの近くに展示して皆さん分かるようにしている、そして町の文化財として認定していると。そういう例もありますので、考え方、どこまでそれを重視するかという視点の違い、重きを置く違いで事は動くのではないかなと思っています。

前提として書きました「一級河川化を望む流域自治体と」と書いていまして、そこに答弁の中では特に触れられなかったのですけれども、私は、現実的には難しいということはいろいろ関係者の話からも伺っています。ただ、自分が生きているうちには無理だろうけれども、望み続けることが大事なのだと、そういうところを歴史を研究する会ですか酒匂川、数々の団体の務められる方とかがおっしゃっていました。今回は、それを直接伺うというよりは、やはり私は文化財を今回テーマにしていますので、文化的・歴史的にも、この川は非常に重要だろうと、そういうところからの改めての御認識を伺いたいと思っての話です。

こちらは、一級河川化を望み続けるのかどうかというのを前提としてしまっていますけれども、そちらについて、御姿勢といいますか、山神町長は。前町長の話の中では、議場でも望んでいるのだ、ほかの町とも一緒に望んでいるのだという御答弁があったのですけれども、山神町長のお考えというのを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問、ありがとうございます。私自身も、例えば、民間の皆さんで組織されている「富士山と酒匂川流域、噴火と減災を考える会」の一応メンバーの1人であることも踏まえまして、過去に一級河川化への要望がされたことであるとか、近隣自治体において、そういう話がされたことは承知しております。私自身も、特に防災面で、あれだけ川床が上がってしまって災害のリスクが高まっていると言わざるを得ない状況の中で、県にもいろいろ要望して実際に動いていただいているのですけれども、それは国に管理していただいたほうがいいということは明らかですので、一級河川化ということは要望します。

しかしながら、現実的に、県要望、政党要望、様々な要望をしておる中で、あまりに、それら以外の要望項目も多くて、現時点では一級河川化ということを明文化して要望しているような行為はしておりません。数ある課題の中の1つとしての認識はしておりますし、その重要性は私自身も持ち合わせていますけれども、現実的には、そのような対応にとどまってしまっているというところでございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○ 1 番 (清水友紀)

今日は文化財、歴史・文化をテーマに質問させていただいていますが、町の文化財が 2 点ということ、これは、洪水で流されたということを答弁でされましたけれども、私は関心が低いのではないかというのも 1 点、理由としてあると思っています。国・県指定文化財が 1 つもない自治体は 1 市 5 町で開成町なのですけれども、認定そのものというところに疎かったのかな、純粋に調査を重ねていくという姿勢が見えていたかなと思います。

温故知新です。今回はまちづくり、タイトルは「まちづくりを」です。なので、古きを学んで新しいことを行っていくと。町民の関心を引き起こすことが、そのまま歴史や文化の価値を上げることにつながる、地方創生につながると思っています。まちづくりは都市整備とか土地利用だけではなくて、人づくりもまちづくりなのですから、そのように歴史や文化をこれからもまちづくりの 1 つとして活用していく考えは、最後に町長に伺います。

○議長 (山本研一)

町長。

○町長 (山神 裕)

繰り返しですけれども、清水議員のお考え方、理念には共感します。私も小学校 6 年のときの夏休みの宿題の研究で、開成町内の全部の石碑の写真を撮って、よく分からぬまま、まとめたこともあります。とはいっても、皆さん同じ考え方でないということも多分、一方で事実だと思いますので、まさに「故きを温ねて新しきを知る」ということも、もちろん重要ですし、町としてもやらなければいけないことはあると認識しています。それが、では、具体的に何をとなりますと、これから皆様の意見、もしくは、これからまちづくりを進めていく中で、そういった環境、景観等も 1 つのテーマと位置づけまして、考え、協議し、決めて、行動していきたいなと思っております。

以上です。

○議長 (山本研一)

これで清水議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を 11 時 15 分とします。

午前 10 時 58 分

○議長 (山本研一)

再開します。

午前 11 時 15 分

○議長 (山本研一)

引き続き一般質問を行います。

4 番、井上慎司議員、どうぞ。

○ 4 番 (井上慎司)

こんにちは。4 番、井上慎司です。

通告に従いまして、2項目の質問をさせていただきます。1項目め、マイナ保険証保有者への資格確認書の交付について問う。

2024年12月に現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、現在はマイナンバーカードによるマイナ保険証、または資格確認書による受診が制度上の原則となっています。しかし、マイナ保険証は顔認証機能つきカードリーダーの読み取り不良、暗証番号の失念、機器の設置がない医療機関の存在などにより、実際には利用できない事例が全国的に後を絶ちません。また、御高齢の方や障害をお持ちの方などデジタル機器に不慣れな方から、受診時に保険資格が確認できることへの強い不安の声も寄せられています。

こうした状況を踏まえ、町民が安心して医療を受けられるようするためには、マイナンバーカードを保有していても、希望者には資格確認書を交付する柔軟な対応が求められているのではないでしょうか。町として制度の運用状況と課題をどのように把握し、今後、どのような対応を検討しているかを伺います。

2項目めは、後ほど自席から質問させていただきます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

井上議員の御質問、マイナ保険証の保有者への資格確認書の交付についてにお答えいたします。

まず、マイナ保険証についてですが、令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証を利用するメリットとして想定されていることは、過去のお薬・診療データに基づく、よりよい医療が受けられること、高額療養費制度における限度額を超える医療費の支払いが不要になること、そして救急搬送においては、過去の医療情報を把握することによって、より円滑な病院選定や適切な処置、搬送先での治療準備が可能となることなどが上げられます。

一方で、マイナンバーカードの保有は任意であることを踏まえ、マイナ保険証を保有していない方や従来からマイナンバーカードをお持ちでない方などには、これまでの保険証に代わるものとして資格確認書が交付されます。

交付の手続については、マイナンバーカードを保有していない方やマイナ保険証の利用登録をしていない方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方などに対しては、申請がなくても交付されます。そして、マイナ保険証の利用登録をされた方でも、利用登録の解除を申請した方に対しても、資格確認書の申請がなくても交付されます。さらに、御高齢の方や障害をお持ちの方などマイナ保険証での受診が困難な方、いわゆる要配慮者には、申請をいただければ資格確認書が交付されます。

なお、後期高齢者医療制度に御加入の方や新たに加入される方に対しては、暫定的な措置として、マイナ保険証保有者であっても申請によらず資格確認書が交付されます。

本町における資格確認書の取扱いについては、現在、国の運用に即した運用をしております。マイナ保険証の保有者が資格確認書の交付を希望される場合には、加入されている健康保険、すなわち公的医療保険制度によらず、前述のとおりの仕組みや手続について御案内しております。

マイナ保険証については、健康保険証の電子化ということにとどまらず、医療や社会保障分野におけるDX、すなわちデジタル技術を活用して事業のプロセスやモデルを変革し、国民や社会に新しい価値を提供、課題の解決を目指す取組であると認識しております。現在はデジタル技術の利用能力等に差があるデジタルデバイドの課題を抱える過渡期にあると捉えており、その格差によって御不便や不平等が生じることがないよう努めています。よって、今後につきましても、本町においては基本的には国の運用に即した運用をしてまいりたいと考えております。

資格確認書の取扱いに関しましては、町民の皆さんとの需要を見極めながらも、特に御高齢の方や障害をお持ちの方などに対して、より一層丁寧な説明に努めることによって対応してまいります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今、御答弁をいただきましたが、国の制度の枠組みがあることは十分理解しております。ただ、一番大事なのは町民が安心して病院にかかるかどうかという部分です。そこで伺います。マイナンバーカードを保有し、マイナ保険証の登録をしている方の中で不安を抱えている方、これは特別な配慮が必要な方とか、そういう枠組みではなく、ただ不安を抱えている方、あるいはマイナ保険証と資格確認書、両方が欲しいという希望をされている方、こういった方々に一切の線引きをせず、条件なく資格確認書の交付をするような柔軟な対応を開成町として積極的に考えていただけないでしょうか。町長に伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御提案といいますか御要望の点に関しましては、担当課を含めて様々な議論をさせていただきました。ポイントとしては幾つかあるのですけれども、実際そのような対応をされている自治体があることは承知しておりますが、1つは人口規模におむね比例するであろう、実際に何人の方がそのようなニーズ、需要をお持ちでいらっしゃるかという点。加えて、それは、私どもの一部推測を含みますけれども、考える中ではあまり多くないのではないかと考える中で、一斉にそのような資格確

認書を交付することによる、本来は起きない不要な混乱を来してしまうのではないかなという懸念。これらを理由に、先ほど申し上げましたけれども、基本的には現在の運用方法、国の方針、考え方のとった運用を今後も続けてまいりたいと考えております。

同様に、繰り返しになりますけれども、いずれにしましても、窓口にいらっしゃる方々、もしくはお電話等のお問合せに対して、より丁寧な説明、制度であるとか、そういったお困りの場合の対応方法について、寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

マイナ保険証を交付された方の中で、実際に使い勝手が悪く解除された、窓口で解除された方がおられるというお話を伺っています。もし、マイナ保険証が医療機関の窓口で使えなかつたとき、町民が安心できるようにするためにには、資格確認書の役割は大変大きいものだと思っています。そんな中で、病院の窓口でマイナ保険証に関わるトラブルが起きた場合、その時点で、すぐに町として医療機関と連携しながら対応することが可能なのでしょうか。そこを伺います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、お答えいたします。

マイナ保険証制度が始まる前から、やはり資格の確認ができないような案件というのはございました。窓口で保険証を持参してこなかつた等、それから古い保険証を持ってきてしまつた等、ございます。そういった場合には、医療機関からの問合せ等に対しまして窓口でお答えしたりとか、そういったところで対応をしてきたというところはございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

以前からあるということですが、実際、これ、マイナ保険証を導入された後に、そういった件数は増えているのではないでしょうか。伺います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

増えたかと申しますと、感覚的にはございますが、それほど増えてはないように思います。逆に、保険証を忘れてきたということがなく、マイナ保険証であれば

持っていれば過去のこととも分かるとか、そういったことも。お薬手帳の役割も果たしたりしますので、逆に、機械のトラブルとかがなければ便利にはなった部分はございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

実際、私のところには大分不具合を感じておられる、あるいは、マイナンバーカードそのものをふだんから持ち歩く習慣がなく、マイナ保険証にしたけれど持ち歩いていないので、そのまま病院へ行ってしまったという事例が結構なお話、聞いているところではあります。

そんな中で、7月16日に公表された神奈川県保険医協会の調査、こちらでマイナ保険証の利用率、実際のところは、まだ1割程度にとどまっているとされています。マイナ保険証にされたかどうかではなく、それを利用されているかどうかの部分です。これが、まだ1割程度ということです。こうした状況で健康保険証を廃止すれば、医療現場にも町民にも大きな混乱をもたらすと指摘されています。

そのため、神奈川県保険医協会は、国民健康保険に加入している方には、マイナ保険証を持っているかどうかにかかわらず、一律で資格確認書を交付するようにするべきだと提言をしています。つまり、町として資格確認書を柔軟に交付することは、単に安心につながるだけでなく、制度の専門家からも求められている方向性なのではないだろうかと感じているところです。本町でも、ぜひ、前向きに資格確認書の一括交付を検討いただきたいところなのですが、全ての方にではなく、希望する方には配慮の有無にかかわらず交付をしていただきたい、これは可能でしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

我々の理解では、現状の制度の下でも十分に、お困りの方に対応できるような仕組みはできているのではないかと考えているところはあります。その上で、さらにということとしては、繰り返しになりますけれども、とにかくお問い合わせいただければ、手続方法について御説明するなり、もしくは、その場でいろいろとお手伝いすることをもって対応させていただければなと思います。

先ほど、すみません、1つ言い忘れてしまったことがあります。そういった全面的な対応、確かに、井上議員おっしゃるように、お困りの方が、それのほうがより助かる、ありがたいということはあると思います。ただ、先ほど山下議員からもありましたけれども、DXという大きな大きな流れの中で、マイナンバーカードというものの重要性は、さらに高まっていると思います。

最近も様々な給付手続において、マニュアル作業が後を絶たず、それによって職員の必要とされる人数、時間、それに比例する疲弊度合い等々が、各県の知事クラ

ス、もしくは市長クラスからも国に対して要望が出されている中にあります。その視点でいきますと、答弁でも申し上げましたけれども、現在は過渡期にある中で、そういったDXに国として向かっている方向にさお差すような行為は、程度によりますけれども、できる限りしたくないというところが本音としてはあります。

よって、本件、お困りの方には、しっかりと対応させていただくことはお約束した上で、そういった一律に配布する、もしくは希望者だけでも配付するという対応は、現時点では考えていないということで御理解いただければと思います。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

町長のおっしゃることも、よく分かります。そんな中で、要配慮者であれば申請すれば資格確認書を交付するという御答弁がありますが、要配慮者というのは御高齢の方や障害をお持ちの方だけではないと思います。制度に不安を抱く町民に広く配慮が必要ではないかと思いますし、先ほどの同僚議員の一般質問の中でも「デジタルデバイド対策」という言葉がありました。これは御高齢の方だけでなく、若くても苦手な方はいらっしゃいます。そういった中で、人数が少ないから、そんなに対応しなくともという考えではなく、1人でもそういう方がいらっしゃるのだったら、どこまでそこに寄り添えるのかというところが問われるものだと思います。

そういった中で、今、この制度がちゃんと運用できているのかということが、そもそも疑問を感じているところなのですが、そういった部分を国に対して申入れをしていく。あるいは、寄り添う中で窓口で1件1件対応するのではなく、事前に分かりやすいチラシのようなものを用意してお渡しをするだとか、寄り添い方はそういったやり方もあるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

マイナンバーカードの利用、その中でマイナ保険証というところで、国を挙げてのDXというところがございます。マイナ保険証を使うと、このぐらい便利になりますというチラシ等も国も作成しておりますし、様々なSNS等を使っての発信等も国もしてございますので、それに伴って町でも今後、分かりやすい周知等は心がけていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今回のこの質問、なかなか、こちらの思うような答弁はいただけなかったのですが、引き続き困っている方の声を集めながら届けていきますので、必要に応じて、国の制度だけではなく、やれる方法はどんどん取り入れていっていただきたいと思っています。

医療を安心して受けられることは、命に直結する最も大切な基盤だと思っています。だからこそ、国の制度だから仕方ないで片づけずに、町として、どうすれば町民が安心できるかを今後も引き続き考えていくべきだと思います。資格確認書を希望する方に交付することは、単に制度の穴を埋めるだけでなく、町民に寄り添う姿勢そのものだと思っております。どうか町として住民の安心を第一に考え、前向きに対応していただきたいことを強くお願いして、この質問を終わらせていただきます。

引き続き、2つ目の質問に入らせていただきます。町中北部から開成駅までの歩行者・自転車の交通安全対策について問う。

町が進める駅前通り線周辺地区土地区画整理事業は、開成駅を中心としたまちづくりの核として、交通の円滑化や中心市街地の形成に寄与する重要な都市基盤整備事業です。一方、町中北部から開成駅までの既存のアクセスルートにおいては、歩道の未整備や狭い区間が多く、特に、通学児童や自転車利用者、高齢者にとって、安全な移動が確保されているとは言い難い状況にあります。

町として、駅前通り線の整備と併せて、町中北部から開成駅までの歩行者・自転車による移動の安全性を確保することは不可欠であると考えます。そこで、当該事業の進捗と連動し、町中北部との接続に配慮した歩行者・自転車のネットワーク整備をどのように進めていくのか、町の方針を伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

井上議員の御質問、町中北部から開成駅までの歩行者・自転車の交通安全対策について問うにお答えいたします。

開成駅周辺の市街地整備の順調な進捗に併せて、町民の皆さんのが安全かつ快適に移動できるよう町の南北を結ぶ交通ネットワーク整備を進めることは、町としての重要な務めであると認識しております。しかし、現状におきましては、東西に横断する道路は県道78号線を含め3路線ある一方で、南北の縦断路線は県道720号の1路線であり、南北に連絡する道路整備の重要性は高まっていると捉えております。

現在の町の取組における道路の整備状況といたしましては、まず、町道204号線の歩道設置工事を進めております。令和6年度末の進捗状況は、榎本地区の約200メートルの整備を完了し、引き続き中家村地区の工事を進める計画となっております。

町道204号線の施工につきましては、開成駅へのアクセス道路としての役割を有していることから、引き続き安全で円滑な歩行者・自転車の通行環境の確保に向けて、地元地権者の協力を得ながら改善してまいりたいと考えております。

また、狭い道路の解消や緊急車両の通行確保に向けて実施する道路拡幅事業として、町道235号線の整備を平成25年度から継続的に進めております。

開成中央通りの牛島自治会館入り口の交差点を含む、吉原医院から町道230-2号線の交差点までの間を計画区間とする工事ですが、今年度、牛島自治会館前付近の約20メートルの整備をもって完了となります。

なお、計画道路以外の道路拡幅については、個人開発事業において道路等の協議が必要な場合は、開成町住環境整備マスターplanに基づいて協議の上、部分的な整備を含めて年間2件程度の拡幅を実施しております。

町道などの既存道路施設の維持管理については、常日頃のパトロールはもとより、自治会要望や個人からの修繕要望があった場合に、現地を確認した上で必要な処置を速やかに実施するよう努めております。

また、交通の安全性の確保を第一に考え、通学路の舗装打ち替え工事を実施した際にはグリーンベルトの設置に取り組んでおります。今年度は、榎本地区の町道215号線に設置いたしました。

県の事業の取組といたしましては、県道720号の歩道整備事業として昨年度、金井島地区の瀬戸屋敷北側の区間において、地権者の御理解が得られず一部未完了区間はあるものの、歩道整備が実施されました。

また、延沢区間については、地元住民に対してアンケートや道路線形等に関する説明会を開催いたしましたが、地権者の意見がまとまらず、早期解決は難しい状況にあります。

これらの結果から、県道720号の歩道整備工事には時間を要する状況にあると考えられるため、南北の軸となる都市計画道路山北開成小田原線の北部延伸を県に改めて要望しております。町としても、事業の促進を図るため、延沢地区内の個人開発用地の一部取得を予定しております。

開成町は町域が狭いことから、道路の拡幅や歩道の新設に際して、用地の取得や関係者との調整に時間を要することが課題となっておりますが、今後も町民の皆さんのが安全を最優先に、計画的な道路環境の整備に努めてまいります。引き続き歩行者や自転車利用者の安全の確保と利便性の向上を図り、高齢者をはじめ町民の皆さんのが安心して利用できる、誰もが移動しやすい環境づくりを念頭に置き、町内を一体的に結ぶ交通のネットワークの強化を目指してまいります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

一定の御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

第六次総合計画では、利便性が高く快適な都市空間の整った町を将来像に掲げ、安全で利便性の高い道路ネットワークの整備がうたわれています。しかし、道路や土地区画の整備を進めるには地権者の皆さんとの合意形成が不可欠であり、そこには多くの時間や配慮が必要なことをしっかりと理解した上で再質問をさせていただきます。

まず、町道204号線をはじめ様々な箇所の道路整備を進める上で、特に通学路や高齢者が多く利用する危険度の高い区間を優先して整備していくような考えはおありでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

危険な箇所または通学路といったところは、PTAをはじめ関係機関と協議会等を持っておりますので、そういったところで御指摘をいただければ、そういった対応を重点的にやっていく考えはございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

まずは、そういったお考えをお持ちということで、1つ、安心いたしました。

その上で、御答弁の中にもありました204号線の用地取得について、どの程度の見通しを持ち、どのように地元調整を進めているのかを伺います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

なかなか相手があることといったところで、お話を聞いてみてというところはございますが、やはり一部でも工事が始まったといったところでは、地権者の皆様も、ここまで来れば、ある程度協力はやむなしかなというお声も多少いただいてございますので、時間は読めないのでけれども、しっかりと進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

引き続き204号線についてですが、今現在、工事が完了している区間においても、道路が真っすぐ通っておらず少し出っ張っている、もう危険箇所のようなところがあります。その部分は、車のタイヤが接触した痕がたくさんついています。夜間、私も通るときがあるのですが、知っているから回避できますけど、あそこを知らない状態で夜間、ある程度スピードを出して走っていったら、乗り上げて横転事故が起きるのではないかと危惧するような状況だと、私はそのように認識しています。そういった部分、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

当然、道路の形状が少し変わってきていますといったところでは、そういった不具合が出ているのかなと思っております。当然、まだ工事中と、全てが終わっているわけではないといったところでは、今言われたようなところは安全対策等を再度検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今後の工事箇所については安全に配慮しながら進めるとともに、既に工事が終わったから、おしまいではなく、工事が終了した箇所の様子も随時見ていきながら調整をしていきたいと思います。

続きまして、県道720号線について、こちらは地権者の理解が得られず停滞しているとお聞きしています。町として、今後、どのように合意形成を図っていくのか。また、こちらも通学路の安全対策について、児童や保護者の声をどう把握し、整備に反映していくのかを伺います。審議会のようなものがあるというお話をしたが、そこを具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、審議会のようなものというのは、通学路のパトロールを警察を含めてそれぞれでやった中で、持ち寄った対策等をどうやっていくかというのを協議する場がございます。

中で、今、県道は、もともとあったのが自治会要望で歩道設置ということで御要望がございまして、県に要望させていただいていたのですが、なかなか説明会等をやっても近隣地権者との合意が図れないといった中では、都市計画道路も当然、北部が一部、止まっていますので、それならば都市計画道路のほうに改めて要望をこれから県に出していくといったところで、若干ルートが変わってきますけれども、都市計画道路のほうも要望していくといった形で今、対応を考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

現状を理解しましたが、この道路、なかなか進まないなというところで、いつ出来上がるのだろう、このままできないのではないかという町民の声も聞こえてき

ます。少しでも動きがあるときには、何らかの形で町民の方にも示していっていただけたらと思っております。

これは、どこの道路というわけではなく、全体の話なのですが、歩行者の安全確保に加えて自転車利用者の安全性も大きな課題だと思っています。御答弁の中では、自転車の交通に関しての具体的な言及はありませんでした。歩行者のグリーンベルトというお話はありましたが、例えば自転車通行帯を考えているだとか、そういう部分は全く御答弁の中ではなかったのですが、特に通勤・通学時間帯の道路混雑区間、こちらで自転車通行の安全性をどのように対応していくのか、課題や計画があればお示しください。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

道路交通法、改正といいますか、自転車利用が厳しくなってきてといったところで、自転車通行帯を設けるといったところでは、現道の車道を要はいじめる形。開成町の場合、道路幅員が狭いものですから、どうしても車道をいじめる形でないと確保ができない状況にございますので、その辺は近隣も含めて、ちょっと勉強しながら。どのような対策が取れるのかといったところは勉強しながら、開成町において、どういった対応をしていくかというところを検討していくかと考えてございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

狭あい道路が多いのは致し方ないところであり、また、これは道路だけではなくて自転車の免許制度、あるいは安全な乗り方教室等で他の課と連携しながら道路の安全を確保していく、歩道と車道を行ったり来たりしながら乗ることがないようにしていただけたらなと思っています。

それと併せて、開成町はとても自転車で生活しやすい環境にありますので、多くの方に安心して自転車に乗ってくださいと胸を張って言えるような道路状況もつくりていっていただきたいと思います。

御答弁の中では、今回の私の質問に対して南北方向での道路の整備というところでの御答弁がほとんどだったのですが、以前に私も一般質問で行いましたが、201号線。これは、町の東西を中心に向かって集まっていく、中央通りから駅のほうに向かうとかという動線にもなるかと思います。こちらは、円通寺、中之名、あるいは上島、河原町から中央通りのほうに向かっていく道路になります。

以前、私が一般質問させていただいた中で、一番危険な箇所だと思っていたのが文命中学校正門前です。今も変わらずミラーの破片がたくさん落ちていて、そもそもミラーが道路に落ちているという状況が続いています。こういった部分も含め

て、現在、201号線の道路の拡幅についての土地取得等の進捗状況について伺います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町道201号線につきましては、具体的な計画がまだないといったところではあります、ほかの町道もそうなのですが、建て替えですかミニ開発のような形で土地利用が図られたときには、できれば、住環境整備マスタープランでもそうなのですが、必要な幅員を御協力いただければということで、お願いベースで協議をしているところでございます。

用地取得につきましては、一部、旧四ツ角付近ですかね、の土地は一部購入することができましたので、そういう形で御協力いただける方については御協力をいただいて、少しでも道路がよくなるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

以前の第五次総合計画のときから、201号線は町の中の地域のシンボルロードになるようなという記載がありました。今回の第六次では、そういう表記はないのですが、今、実際、あの通りについて、町長、シンボルロードとしてのイメージはまだお持ちでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

シンボルロードと言われると、そのような直結するイメージは、申し訳ないのですけれども、持ち合わせていないところはあります。

さらに言いますと、今後の開成町、これだけ狭い町域の中で酒匂川に4本も橋が架かっておって、これが将来的に、そのまま同様の目的で維持できるかどうかという非常に重要な課題も抱えている中で、なかなか大きなことも言えないというのが現実的にはあるかなと思います。

とはいって、その昔、ここに渡しがあって、河原町・上島地区に商店が軒を連ねてという時代を私も覚えておりますし、あとは、実際、文命中学校、吉田島高校の皆さんのお通学路、開成小学校もそうですけれども、として行き来が多い道路であるということも認識しております。

先ほど都市整備課長からもありましたけれども、できる範囲内で、譲っていただける方、もしくは町に売っていただける方には、代替わり、建て替え等も利用して、今後も引き続きそういう整備には努めていきたいとは考えておりますし、第六次

総合計画においては、そのような、第五次と比較した場合には、表現が、記述等が弱まってしまったところはあったかとは思うのですけれども、都市マスタープラン等々において今後の位置づけについては改めて明確に定めていきたいなとは思っています。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

現状、課題箇所と認識しているが、将来像は、まだちょっとできていないという感じの御答弁だったのかなと思います。「シンボルロード」という言葉には、大分、あの地域に住まわれている方というのは期待を寄せていたところなのですが、そこも720号同様、いつ出来上がるのか、今後どうなるのかなというのは、地域の方たちにとっては大きな懸案事項であります。まだ大きい事故等はありませんが、朝夕の登下校時間、通勤時間、いい意味ではにぎわっていますが、大変混雑する時間帯もあります。そういう部分も考慮していただけたらと思っています。

今回、私がこの一般質問をしたのは、そういう各地域の中で、この道路、どうにかならないのかなといういろいろな思いの方々がいる中で、駅前通り線というのが、もう町の一大事業で話がどんどん進んでいってしまうと、自分事として捉えられなくなってしまうのではないかと思って質問させていただいている。

駅前通り線と北部、中部からのアクセス道路をどう接続していくのか、町全体で利便性を高めるためにはどうしていったらいいのか、そういう観点での議論を深め、それを1つの計画として構築していく、そういうお考えはおありでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

今、都市マスタープランの改定作業を行っておりますけれども、それらの機会を利用して、できる範囲内で、そのような方向性、意思表示ということはしてまいりたいとは思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今日の質問の中で、ようやく初めて少しだけ前向きなお話が聞けたかなと思います。ぜひ、マスタープランでは、何らかの形で様々な課題のある道路についての言及をしていっていただけたらなと思います。いついつまでにやるなんて、そこまでの名言は必要ないのです。ここをちゃんと気にかけていて、やるのだという意思表示を町から住民の方に示していっていただきたい、そう思っております。

また、もし計画をつくるとすれば、各自治会から寄せられている道路に関わる自治会要望、こういったものも整理が必要になってくるかと思います。総合計画の中

に位置づけてはいないので、今後のマスタープランのほうで、どういった形で組み込めるのかというところも配慮していっていただけたらと思います。

これは来年どうなりますという話ではないので、10年、20年の時間の中での整備スケジュールや財源の確保についても町としては考えていかなければいけないと思いますが、駅前通り線にかかわらず、駅前通り線と一体的に考えた町全体の道路計画、これについて、もう一重、町長からお気持ちを示していただけたらと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

都市マスタープラン自体は20年後の町を想定しながら策定しておるもので、それぐらいの時間軸で、視野で考えていきたいと思っています。駅前通り線に関しましても、もちろん長年の課題として、今までに施工中であるという歴史的なタイミングに我々は居合わせているということになりますけれども、相当な金額を要すること、同様に、それ相応の重要性があることから、先行投資として、まずはあそこをしっかりと完成させることができるとおもっています。

と同時に、道路が開通、周辺が整備されることによって、様々な好影響もあると思っておりますので。具体的には、和田河原開成大井線が255号線につながることと同時に、駅前通り線ができるることによって、箇所にもよりますけれども、渋滞の緩和であったり、利便性の改善というのも期待できますし、それと同時に中央通り、都市計画道路山北開成小田原線の北進というものの重要性というものも、駅前通り線が完成することによって、さらに高まると思いますし、我々が県とかに対し要望するときの説得力というのも増すと思いますし。

さらに、手を挙げたのですけれども却下されてしまったのですが、県に対しては、例えば、自動運転の実証実験の場所としても私どもからしますと平らで分かりやすく適しているという、そういう利用の仕方とかもあると思いますので、井上議員がおっしゃるように、駅前通り線の進行等に歩調を合わせながら、他の道路とのネットワークというものの整備も併せて考えていきたいと思いますし、そこら辺も都市マスタープランの改定作業において、現時点で、できる限り反映してまいりたいなとは考えております。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

大変前向きな御答弁、ありがとうございます。

駅前通り線の開通とともに、ほかの道路もきれいにしてくれという話ではないので、一体的に考えたまちづくりの中で計画を持って、それが10年、20年先であっても、町全体に循環が生まれるような道路整備というものを進めていただきたいと思っております。

これまで、多くの議員が駅前通り線の進捗や具体的イメージについて質問をしてきました。もちろん、南部にとっては大きな期待の事業です。実際に総合計画の中でも「みなみ地区の付加価値を上げる」、こう明記されております。ですが、私は、町の中部に住み、その周辺の声を聞く立場として、この事業を町全体のものとして進めていく必要があると強く感じています。実際、以前の一般質問でも申し上げましたが、町外で行われている1つの事業、そういった感覚で中部、北部の方、いられる方はたくさんいます。なかなか私ごとにならないのです、これだけ大きな事業が。そういったものを町全体で捉えるようにしていきたいと強く願っています。

北部や中部の住民、駅前通り線への関心がまだ薄いのが、これは現実だから仕方のないことなのですが、ここから町全体へというところで広めていきたいと思っています。だからこそ、駅への安全なアクセスを整備し、町全体の利便性を高めていくことが必要不可欠で、それを町民に示すことはとても大事なことだと思っています。駅前通り線を南部の道路整備で終わらせ、町全体のまちづくりとして進めていただきたいと思っています。

町民みんなが関心を持ち、町全体にメリットが行き渡るような道路接続と安全確保をぜひともお願いしたいと思い、その強い思いを込めて私の一般質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで井上議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時55分

○議長（山本研一）

再開します。

午後1時30分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

6番、前田せつよ議員、どうぞ。

○6番（前田せつよ）

皆様、こんにちは、議員番号6番、前田せつよです。

通告に従いまして、町営住宅の維持管理及び方針を問うの質問いたします。

本町における公営の住宅は、町営住宅として円通寺団地と河原町団地の2施設を有しております。令和7年8月1日現在の入居状況は、円通寺団地については、総戸数16戸に対して、入居は10戸、河原町団地は、総戸数24戸に、入居は19戸でございます。町営住宅の空き戸数の総数、合計は11戸の状況でございます。町民の皆様からは、町営住宅に空きがあるにもかかわらず、入居したいと問い合わせても、町は「現在、入居の受付を行っていません」と返答しているとお聞きします。

物価高騰の生活環境の中で、町民からは、町営住宅に入居をしたいが、どうして

入居受付が止まつたままなのか、いつまで待てばいいのか等、切実な声がござります。さらに、2つの施設は、建築後45年以上が経過していることから、老朽化が著しく、町民からは不安の声も聞かれます。町は町民のニーズに応えながら、持続可能な財政運営を進めていくために、町営住宅の維持管理について、今後の具体的な方針を示すことが重要であると考えます。

そこで、次の項目を問います。

- 1、町営住宅入居申込みの受付再開は。
- 2、町営住宅の老朽化対策は万全か。
- 3、町営住宅維持管理費用の今後の推計は。
- 4、町営住宅の具体的な施設管理の方針は。

以上、登壇での質問とさせていただきます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

前田議員の御質問、町営住宅の維持管理方針を問うの4項目について、順次、お答えいたします。

まず、我が国の住宅政策の経緯について御説明いたします。

公営住宅制度は、戦後の住宅難の中で、住宅整備を社会全体で加速させる必要性から、その施策の1つとして、昭和26年に創設されました。

その後、昭和40年代に入ってからも著しい人口の都市集中や、世帯の細分化などによって、住宅需要はさらに高まり、民間事業者を含んだ供給量の目標を都道府県単位で定め、計画的な住宅整備が図られてきました。

現在は、住宅の量的な充足や空き家の増加、居住ニーズの多様化などを背景に、量の確保から国民の住生活全般の質の向上を目指した施策に展開されております。

このような歴史的経緯の中、本町におきましても、町制施行前の昭和29年から公営住宅の整備を進め、用途廃止や建て替えなどの経過を経て、現在は円通寺団地16戸と河原町団地24戸の計2団地、40戸を管理しております。

1つ目の御質問、町営住宅入居申込みの受付再開は、についてお答えいたします。

共に令和7年度を計画対象期間の初年度とする「第六次開成町総合計画」及び「第二期開成町公共施設等個別施設計画」においては、公営住宅の在り方や、さらなる統廃合について検討することを位置づけております。

直近の統廃合の実例として、令和6年度に解体工事が完了した町営住宅、四ツ角団地のケースについて、その経緯を御説明いたします。

地域の代表の方によって構成され、町営住宅の管理運営について御審議いただく「町営住宅運営審議会」などの御意見を伺いながら、平成23年度に当時の3団地の整理統合の方針が定められました。

その後、当時お住まいの方々は、平成24年度から5年間をかけて他団地などに移り住んでいただき、平成30年度に用途廃止となりました。

令和4年度以降、新規の入居募集は行っておりませんが、その再開に関しては、公営住宅の在り方や、さらなる統廃合について検討を進める中で、現在お住まいの方々の居住環境への影響も考慮した上で、中長期的な観点を持って慎重に検討を進めてまいります。

次に、2つ目の御質問、町営住宅の老朽化対策は万全か、についてお答えいたします。

公営住宅法における耐火構造である建物の耐用年数は70年ですが、両団地共に昭和50年代の建築物であり、相応の老朽化が徐々に進んでいるのが現状です。

町では、施設の状況を踏まえ、平成12年度から令和5年度までの間に、外壁の塗装工事や屋上防水工事などの大規模修繕を実施しております。

また、給排水の不具合などによる小規模な修繕は、必要性を見極めた上で、適時実施し、居住環境の維持に努めています。

施設の安全性の面では、平成8年度に耐震診断を実施し、耐震性に問題はなかったことを確認するとともに、法令に基づく各種点検等を実施することによって、お住まいの方々の安全確保に努めています。

次に3つ目の御質問、町営住宅維持管理費用の今後の推計は、についてお答えいたします。

恒常に必要とされる維持管理費といたしましては、法令に基づく消防設備や浄化槽の点検などに要する経費を計上しており、毎年100万円程度を支出しております。今後も同程度の維持管理費が継続的に必要になると捉えております。これらの経費を除く維持管理費の将来推計は行っておりませんが、新たに入居される場合のリフォーム費用は、1世帯当たりおおむね100万円を要するものと想定しております。

次に4つ目の御質問、「町営住宅の具体的な施設管理の方針は」についてお答えいたします。

「第二期公共施設等個別施設計画」において、町営住宅2団地の現状維持、複合化、統廃合について、令和10年度までに検討することとしておりますが、今年度中には募集の再開に関する方針を含め、より具体的な方向性について結論を出すよう取り組んでまいります。それまでの間は、これまでと同様に、法令に基づく適切な施設管理を行うほか、良好な環境整備に努めてまいります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

一定の御答弁いただきましたので、再質問に移らせていただきます。

1つ目の町営住宅の入居申込みの受付再開は、についてでございますが、今年度中に方針を示す。また、この受付については、令和4年度以降していないということで、私のほうに御要望のあった数名の方は、令和4年の11月に私に御相談があ

って、そのときに言われて、また今年の夏頃にまた御要望があつてというような方が身近に、ほかは皆さん、令和3年度だったりというところで、数名そういう方がいらっしゃった状況でございます。令和4年から3年間ストップしているのだなと、今、御答弁いただいて、つくづくその間、入居していない11戸の町営団地はもつたひないな、有効な利用をするべきだったのではないかなと思い至つたわけでございます。

そのことで1点、提案とともに、御質問いたします。

今、台風も近づいておるところでございますけれども、以前、東日本大震災のときに、開成町は、町営住宅のあるお部屋を、その東日本で震災に遭われた御家族を受け入れて対応したというすばらしい経緯がございます。この11戸に対して、今、特に山神町長は、協力的に災害応援協定を、幾つもの本当に数多くの自治体と協定を結んでいるわけでございます。町民も漏れなくござりますけれども、その他市町村と協定を結んでいるところの自治体の避難者をどうぞ開成町にということで、その11戸の町営住宅を利用するという視点はいかがかと思いまして、質問をいたします。いかがでございましょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問いただきました点に関しましては、自然災害が発生した際に、被災者の受け入れとしての利用は考えているかということだと理解しましたけれども、議論町民の皆さんのがんばりの避難場所もしくは長期化した場合には、仮設住宅等の用地については、検討等はしておりますところでございますけれども、この住宅に関しましては、そのような利用については、現時点においては具体的な検討協議はしておりません。

取りあえず、以上です。

○議長（山本研一）

福祉介護課長、特にいいですか。

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、避難に関しての受け入れということで、町営住宅については考えてはいないということで、なかなかさびしい御答弁ではなかつたかなと思うところでございます。

この町営住宅に関する町の決めごととしては、例えば、DVですとか、そういうことで避難をするというような形の受け入れで町営住宅は使いますよという条例も設置してあるわけでございます。それと同等とは言わずとも、大勢の方々が、体育館や公民館や自治会館に避難するところを、例えば妊婦さんであるとか、やはりちょっと障害をお持ちの方とか、また精神的な障害をお持ちの方とか、様々な町民の方々を想像するに、その11戸の町営住宅をしっかりとその辺で利用、そういうときに、いざというときの懐刀として、町営住宅を提供するということは、やはり町民に寄り添う政策としては大変に有効で、大変に価値のある政策だと思います。今一重お

答えをいただければと存じます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御指摘の点は、ごもっともかとは思います。そういう課題意識を持っているがゆえに、県外の4つの町と新たに協定を交わすことによって、避難場所を確保することが実現したということも背景にございます。

いずれにしましても、この町営住宅の在り方というものを、現在も個別施設計画でそのように定めておりますけれども、令和10年度までに、しっかりとその後の方針を固めていくということで、自然災害発災時の対応というのも、その在り方を検討する上の1つの材料といたしまして、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、御答弁で在り方ということで、そこに1つ上げていただけるということで、その結果をしっかりと注視させていただきます。

次に、町営住宅の老朽化対策は万全か、について御説明質問いたします。この町長の最初の御答弁の中で、法令に基づく各種点検等を実施しており、今後も安全確保に努めていくという御答弁がございました。その点を踏まえて、その各種点検の中の消防設備点検の視点から問いたいと思います。

消防設備の点検は、消防法で、所有者、管理者が義務づけられておるものでございますが、この集合団地という特性から、その辺の点検等々がしっかりととなされておられるのかどうか、ここで確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。消防設備点検につきましては法令で義務づけられているものでございまして、法令に基づきましてしっかりと点検をし、その際に指摘があった事項については、直ちに改善するように対応を行ってございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

ただいま参事兼課長から御答弁いただきました。その詳細、今一重御質問させていただきたいと思います。

例えば集合住宅ですと、避難はしごですか、それからお隣のおたくに、隔て板

というのですかね。そこをけって隣に避難するとかいう、その避難方法も、一戸建ての家屋と違って、その辺のものも十分にその町営住宅が確保されるのかどうか、また、消防は2方向避難というものが大変取り沙汰されているところでございますので、その点も加味した形で、今一重、御答弁願いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。御質問の内容は、特に避難路の確保という観点で、その点、現状しっかりと行われているかと受け止めてございます。

構造上、河原町、それから円通寺双方共に、ベランダからの避難ということが、2方向避難としては1か所の避難ルートとしては確保されてございます。

ただいま議員からもお話があったとおり、ベランダを通じてお隣のお部屋に行けるような構造になっていますし、それが横の避難路ということになります。

それから縦につきましては、ベランダから下の階に降りられるような避難はしごの設置が両団地ともされてございますので、それにその縦の避難ルートの確保をもって、2方向避難の1つという形で構造上はなされてございます。

よく消防の指摘でございますのが、そのベランダの避難する場所にちょっとした荷物を置かれてしまうと、避難ルートが確保できないという御指摘がございまして、その際にはお住まいの方にお話をさせていただいて、しっかりと避難ルートを確保できるように御協力をお願いしているといった状況です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

これは避難経路ということで特段に今掘り下げて御質問させていただいたわけでございますが、この辺も踏まえて、私の居住するところも集合住宅でございますし、町内の自治会をぐるっと見まして、集合住宅があり、一戸建てあり、アパートありと、様々な形態があるわけで、ただその集合住宅というところで、町が管理者であってというところになりますと、その自治会に丸投げしてしまうのではなくて、例えば、避難訓練のときに、特段にそのところだけを時間をかけて集合住宅の日の避難訓練を特化してやるとかというような、御無理は申し上げることはさらさらありません。まして戸数が本当に小規模の戸数で、例えば河原町団地にしては、自治会の中で2つの組が存在しているというのも、また高齢者の方々の入居が多いということも、もちろん重々承知しております。

ただし、こちらにお住まいの方の避難の仕方は、こういう避難なのですよと。その辺の周知徹底、意識づけというものをその地元の自治会と、それから町がしっかりと共有して、町がバックアップをして、町営住宅にお住まいの方は、自分の避難の仕方はこういう避難の仕方だと分かるような意識づけというものが大変に重要ななると思いますが、その点についての御答弁いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。意識づけということでございますが、非常に大事なことだと私ども捉えてございます。地域の自治会と連携しながら、日頃から行っていたいているという事実は、実態としてはございます。さらにそれに加えて、町では、各団地ごとに管理人という取りまとめの役を担っていただける方をお住まいの人の中から決めていただいております。年1回もしくは2回ですが、管理人さんを集めて、町が会議をやってございまして、その中で防災訓練の重要性ですとか、今、御意見のあった避難ルートの確保のお話だとかをさせていただいております。

さらにお願いといたしまして、その安全確保のために、その各団地の中でいろいろな役割分担を決めてくださいというお願いもさせていただいておりまして、あくまでお願いベースなので、どこまで具体に各団地で実行できるかというのは、温度差はあるとは思うんですが、町として今、御意見があった意識づけですとか、実際に災害を想定したような対応についてお願いはしっかりとしているといったところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

管理人さんがしっかりと言っていたので、今の参事兼課長の話しぶりですと、町とその管理人さんとの関係というのも密接であろうと想像するところでございます。

しかしながら、実はここで県の県営住宅のことをちょっと例に取らせていただいて、前田議員、それは規模が違うのではないかと、しかしながら、県で管理する住宅でございまして、お住まいになるお一人お一人はそれぞれ住民でございますので、お聞きいただきたいと思うのですけれども、県議会の昨年6月の定例会議において、県土整備局長の御答弁をここで御紹介したいと思います。

それは、県営住宅の施設管理について発言されたところでございます。

「指定管理者による日常点検に加え、建築士等による定期点検を3年ごとに実施し、劣化の状況をきめ細かく把握します。」というものでございました。この指定管理者による日常点検、そして建築士等による定期点検、3年ごとと。かなりしっかりと明確に想像できる、本当に点検をしていられるのだなと感じ取るわけでございます。

この県の体制を踏まえまして、今、私が申し述べたことに対して、町長、御所見があればお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

くしくも前田議員が冒頭おっしゃいましたように、規模が違うではないかという点に関して、申し訳ないのですけれども、やはり開成町の2戸、40戸の場合と、県の規模を比べた場合に、例えばその指定管理という制度を導入するかどうかという点に関しては、やはり規模によるところが大きいのかなという印象はございます。

そして、この話は申し訳ありませんが、先ほどの一部触れられた話に戻ってしまいますのですけれども、例えば防災の視点にしても、その維持管理に関しましても、実際、こちら円通寺は4階建て、河原町は3階建てということで、エレベーターもない。相応に老朽化が進んでいるところに住んでいただいているという現実を災害のリスクという、命を守るという視点でいった場合も含めて、公営住宅の在り方というものを検討していかなくてはいけないなとも思っております。

先ほどの指定管理の話に戻りますと、県には県の方針があろうかとは思いますし、ただ全国的な傾向といたしまして、公営住宅なるものが、老朽化という問題も相まって、最も減少率が大きい公共施設であるのも一方で確かにあります。よって社会環境の変化であるとか、高齢化の想定以上の進捗等も踏まえて、公営住宅の在り方、加えてその管理の在り方というのも計画にあるとおり、しっかりと議論、検討してまいります。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、御答弁いただきました。全くそのとおりで、今おっしゃる指定管理者云々につきましては、40戸であるから、それはちょっと開成町にはそぐわないのではないかという正直な町長のお話であったと思いました。

ただ、その点、1つ第六次開成町総合計画のファシリティマネジメントの推進の中で、公共施設の機能や設置が最適化された状態ということで、主な取組をしますということの文言が第六次開成町総合計画にしっかりと載っております、そこを紹介させていただきますと、公共施設の効率的かつ効果的な施設運営を図るため、指定管理者制度の導入によるサービスの向上とコストの削減に努めますという文言がございました。主な取組の4つ目の中の最後の項目でございます。ここで表現する指定管理者制度の導入によるサービスの向上とコストの削減に努めますというのは、この公営施設である町営住宅には、これは当てはめないということで、これを読み解くという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

おっしゃるとおりです。そのくだりに関しては、想定するところは御案内のとおり水辺スポーツ公園であったり、瀬戸屋敷であったりということを想定して、

指定管理者云々という計画を立てております。

町営住宅等に関しましては、その指定管理制度というものは、当初から想定はしておりらず、今後もそれを計画していくような段階にはないものと考えております。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今までやり取りを、質問、答弁をさせていただく中で、やはりお話をしながら、公民連携というものが、この議場内にしっかりとあった中での今話が展開してきたんだろうと思うわけでございます。

今、指定管理者制度については、町営住宅は当てはめない、それは考えていないという御答弁でした。

ほかにもやはり公民連携という視点を考えますと、PFIですとか、市場化テスト、公設民営方式、さらに包括的民営委託、自治体業務のアウトソーシング、これは外部委託なのですけれども、そういう手法が様々あるわけですが、この公民連携、ただいま申し上げたこの項目に付しても、町営住宅はそこには当てはまらずに、今後の検討をしていくという捉え方でよろしいかどうかを問いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。公民連携の適用範囲というか考える範囲ということでございます。

まず担当課といたしましては、今ある住宅を、この先10年先、20年先を見据えた中で、どうするのか。整理、統合するのか、建て替えるのか、そのままか、大規模改修をしながら維持するのか、こういったことをまずはしっかりと決める必要があるんだろうと考えてございます。

その先に、では例えば、建て替えるときに、民間資金や民間のノウハウを導入しながらやっていくだとか、その先の話として、公民連携というようなことが選択肢の1つとしてあるのかなと考えてございますので、今すぐ直ちに公民連携で公営住宅をどうするという答えは持ち合わせていないというところが実態でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

それでは3番目の町営住宅維持管理費用の今後の推計は、について再質問させていただきます。推計という視点から質問させていただいたわけでございます。

先ほどの御答弁ですと、恒常的に要する維持管理費は、毎年約100万円、そして入居時のリフォーム費用は、1世帯当たり費用は100万円というところでございました。

そこで、この推計という視点から、昨年の決算書の中で確認したい事項がありますので、財務課長に御対応いただければと思うのですけれども、昨年9月決算書、令和5年度一般会計歳入歳出決算書127ページにわたる中の95ページに、住宅維持管理費についてがございました。この中で3, 375万815円の支払いがあって、前年度比3, 192万3, 271円の増が生じているという決算書でございました。これは円通寺団地の外壁塗装工事等々の要因があった。というような事業の概要説明があったわけでございますが、この点、恐縮でございますが、この部分に対して、もう一重、詳細の御説明を財務課長に求めます。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えいたします。令和5年度の決算のお話の中のところで、要は公有地管理費の方の中のところで、四ツ角団地の解体について等がありましたのでというところでの、その中身の説明ということだと思います。少々お待ちください。

すみません。令和5年度決算書の何ページと、今、もう一度よろしいですか。すみません。

○6番（前田せつよ）

95ページです。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

すみません。個別具体的な事業の内容ということでございますので。私からお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

すみません、今、議員からお話のあった工事の内容についてお答えをいたします。

令和5年度、円通寺団地の外壁塗装工事と、工場防水工事、主にはこの2つを内容とする工事を発注してございます。これについては令和4年度に設計を1, 180万円ほどかけて、令和4年度に設計を行い、令和5年度に工事を発注し、併せて工事監理も一緒に発注をしてございます。したがいまして、3, 300万円余弱の決算の数字については、令和5年度はこの工事監理費と工事費になるものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、私は、あえて令和5年度一般会計歳入歳出決算書から質問に至った理由でございますが、その事業概要の説明のところに、2団地3棟の町営住宅の維持管理の緊急工事費であると、この緊急工事費と、ここで事業概要の説明のところにあると。

緊急に工事をした費用かと。ただ、ダイレクトにこの文面だけを見たときに、これはしっかりと計画を立ててきたものではなくて、緊急に工事したものなのだと第一義としては捉えられてしまうということで、この辺が大変に気になりましたので、その確認方々質問をさせていただいた経緯がございます。その点、御答弁願います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。緊急という内容ですとか、時間の経過がどの程度なのかというのは、なかなか受け止める方も様々なのかなと思うのですが、まず公共施設等総合管理計画の個別施設計画の第一期計画、これは令和3年度から令和6年度を計画期間としているものでございまして、この中で円通寺住宅の先ほどの工事、外壁塗装工事、それから屋上防水についてはやっていくという方向性の位置づけがございます。そういう意味では、令和3年の時点でやっていくという方向性はしっかりと決めた上で、若干時期はずれたという点では緊急的にという意味合いが含まれるかもしれません、令和5年度に実施したという経過でございます。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

納得しました。緊急という言葉に、特に議員の立場ですと、やはりその文言には気になるところでございましたので、確認をさせていただきました。

4番目の町営住宅の具体的な施設管理の方針は、に移らせていただきます。

この町営住宅の具体的な施設管理の方針の中で、先ほど来、町長ともやり取りさせていただきましたけれども、今年度中には再開を含めた、その方針を出すよう取り組んでいく。再開というのは、町営住宅の受付を再開するか否かも含めた形で取り組んでいくという御答弁もありました。また、それまでは法令に基づく適切な施設管理を行うほか、良好な環境整備に努めていくということで、特にその良好な環境整備というところで、今回2団地の状況を様々お住まいの方とか、周りの地域の方にお話を伺いますと、低木の草刈り等々、きれいになされていて、かなりその環境的な目で見える環境的なものはかなり整った形で行われているなと考えるところでございます。

さて、先ほど2団地における自治会の方との関わり合いのお話をさせていただいたわけでございますが、具体的に2つの団地の自治会の加入率は、どのような形になっておりますでしょうか。私のお話を聞く限りでは、自治会の方によくしていただいているよとか、歳もこれだけなので、いろいろな行事には参加できないけど、うちほどんど自治会員だよとかというお話は、2つの団地からお声を聞いておるところでございますが、町としまして、その自治会の加入率の状況についてのお答えをいただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。現在、円通寺住宅と河原町住宅両方合わせて29世帯の方、お住まいなのですが、ほぼ、全世帯の方に自治会には加入をいただいているといった状況でございます。残念ながら数世帯加入されていない方もいるという実態もございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

町営住宅の、やはり良好な環境整備というところでは、やはり町営住宅だけが孤立してしまうというようなことは、殊さら避けるべきであろうと思うところでございます。いかに自治会の中で融和を図っていくかということも非常に大事になっていくことであると認識しておるところでございますが、今、参事兼課長のお話によりますと、かなりの自治会の加入率であると。町内を見回しても集合団地で、これほど加入率が高いところはそうそうないのではないかと。これについては、しっかりと町は町営住宅については自治会の加入率は高いということを自負していただいて構わないと思うのです。

それをもって、やはり町内の集合住宅の方々に手本となるといつたら語弊があるかもしれませんけれども、町営住宅に管理者としてどう関わっていくのかというのは、自治会の加入率についてはこれだけの成果を得たと。その先の部分についても、町内の集合住宅のやはり手本という言い方になるのでしょうか、そういうような存在として、その意識を持って町は管理者として、町営住宅2団地を大切に、また町内にそれを皆さんにお披露目するぐらいの思いで対応をぜひしていただきたいと思うところでございます。

町長、御見解を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

自治会加入に関しましては、これは戸建てであっても、集合住宅であっても、できるだけ多くの方に加入していただくという努力を引き続き展開してまいりたいと思います。

殊さら集合住宅で、かつ集合住宅の間においても、いろいろな比較をしたりとかという必要性もあるのかもしれないんすけれども、入居されている方々の特性とか、いろいろな経緯とかを踏まえますと、なかなか同一視できないところも現実的にはあろうかと思います。

いずれにいたしましても、答弁でも申し上げましたけれども、安心してお暮らし

いただけけるような、そういう環境の整備に引き続き努めていくとともに、年度内に今後の方針について先ほど課長からも申し上げましたけれども、幾つか選択肢も含め、あとは様々な視点から検討して、結論を出してまいりたいと思います。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今年度中に町営住宅をどうしていくのかということが示されると。やはり先ほど私最初の通告でも申し上げましたように、入居者も、もとよりですけれども、その近隣の町民の方もうちの自治会にある町営住宅一体今後どうなるのだろうとか、やはり心配の声が多く聞かれます。

そして今、今年度中に決めていくというところであれば、必要に応じて、その心配をおかけしている町民に対して、しっかりと今それを検討しているのだよということを発信していただきたい。やはり3年も町営住宅の申込みが凍結しているという状況はいかがなものかと。まずそれを考えますと、今後検討していく上で、しっかりとその状況説明を特にその2つの自治会については心して、その情報発信をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

かしこまりました。ちょっと先ほど言葉足らずだったのですけれども、検討をするということに間違いはないのですけども、ゼロから検討していくというわけではなく、御答弁のところでも申し上げましたけれども、現時点は、平成23年度あたりに方針が決まった3つの団地を統合していくという流れの中において今があるということを改めて御理解いただきたいということと、当時どのような御説明なり、発信があったかは、申し訳ありません、ちょっと確認できていないところもあるのですけれども、もしそこら辺で不足があれば、今さらながらではあるのですけれども御説明はしなければいけないと思いますし、あと一方で、受付を停止した当時の細かな経緯までも確認できてないところもあるのですけれども、私が知る限りでは、令和3年度に募集したところ、ほとんど募集された方がいなかつたという客観的事実もあり、かつ平成23年度あたりに定まった方針2の流れの中で、そのような措置を講じたと承知しておりますので、歴史的経緯も踏まえて、かつ新たな課題、老朽化とともに含め、検討してまいりたいと思います。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

ただいま踏み込んだ詳細な、何か心に触れるような形の御答弁までいただいたと感じました。

最初の町長答弁の中に、現在の入居者の居住環境の影響を考慮しながら慎重に検

討していくと、やはり今お住まいの方に取り立てて御不安をあおるようなことはせずに、かといって、今まま入居を止めてしまうと、しっかりと今のコミュニティがどんどん世帯数が減っていくというのは、それは誰の目にも明らかな状況でございます。そして、町長が最初の御答弁の冒頭でおっしゃったように、現在は量的な充足や空き家の増加、居住ニーズの多様化、住宅政策のそういう取組が、その居住ニーズの多様化などを背景に、量から質に重点を置いた施策が展開されているという現実もあります。もちろんエレベーターがなかったり、階段だけであったりということで、居住されている方も御不便を生じていることもあるやもしれませんけれども、いや、それはまた今の私が一般質問させていただき、御答弁をいただいた中で、しっかりと町民に寄り添った形で、管理人さんともしっかりと連携を取りながら、また地元の自治会の方々としっかりと連携を取りながら、町の唯一の公営団地であります町営住宅を今後もしっかりと見守りながら、町民に安心していただけよう公営住宅の管理施策推進に臨んでいただきたいと思います。

最後に一言、町長、何かあれば御所見頂戴します。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

大分重複してしまうかもしれませんけれども、まず公営住宅の在り方を改めて検討させていただければと思います。

民間という話も出ましたけれども、例えば町内のアパートの類いでも、空き家は結構ございます。また、公共がどこまでその住宅という確保というものに取り組むべきかという、こういったべき論も同時に改めて検討しなければいけないと思います。かつ財政的な面においても、いざ、何かを提供させていただくとしても、民間の力をどこまで借りられるのかとか、あと国のそういった制度もございますので、もうもうそういった課題の中で時限を区切って、しっかりと協議しまして、説明等もその誤解とか生まれないように、納得を全ていただけるかどうかは、これは申し訳ないですけども、また別かもしれませんけども、そういったことはしっかりと寄り添って取り組んでまいりたいと思います。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

これにて私の一般質問を終わります。町長、よろしくお願ひします。

○議長（山本研一）

これで前田議員の一般質問を終了といたします。

続いて、5番、武井正広議員、どうぞ。

○5番（武井正広）

皆さんこんにちは、5番議員、武井正広です。通告に従いまして、1つの項目の質問をさせていただきます。

子育て支援・子育て環境のさらなる充実策について問う。

子育て支援は、未来への投資であり、少子化が進行する中、自治体の存続にも関わる極めて重要な政策と考えます。

本町では、様々な子育て支援を行っていますが、近年では共働き家庭の増加や、育児休業制度の浸透により、夫婦共にキャリアを継続していく中で、0歳から2歳児の保育ニーズは年々高まっています。今後、さらに需要は増加が見込まれる一方、物価高騰などにより、保育料の家庭負担が深刻化しています。

東京都は今月より第1子から0歳から2歳の保育料の完全無償化を実施しました。県内においては多子世帯支援として、第2子以降の保育料無償化を導入している自治体も見られます。本町でも「子育てするなら開成町」となるよう、将来を見据え、保育の受入体制も含め、柔軟に検討していく必要があるのではないかでしょうか。

さらに、最近の夏の酷暑により、子どもたちの屋外での遊びが難しい中、子どもの健全な育ちを支えるため、屋内での遊び場・居場所づくりも必要と考え、次の点について問います。

- 1、今後の本町の保育需要及び開成幼稚園の園児数の見通しは。
- 2、0歳～2歳児保育に対しての多子世帯支援は。
- 3、屋内での遊び場・居場所づくりについての考えは。

よろしくお願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

武井議員の御質問、子育て支援・子育て環境のさらなる充実策について問う、についてお答えいたします。

初めに、子育て支援や子育て世帯を取り巻く状況について御説明いたします。

国では、若い世代が将来の展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、2023年12月に「こども未来戦略」が策定されました。

この「こども未来戦略」では、基本理念として、「若者・子育て世代の所得を増やす」こと、「社会全体の構造や意識を変える」こと、そして「全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことを掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しております。

具体的な施策としては、「児童手当の拡充」や、「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」などが挙げられます。

そのほかにも、こども家庭庁を設置し、子どもを取り巻く様々な課題に対して、本質的な対策を進めるとともに、その解決に向けて取り組んでおります。

本町におきましては、令和6年度に、こども課内に「こども家庭センター」を設置し、令和7年度に「第三期開成町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ど

も・子育て支援施策に鋭意取り組んでおります。

それでは1つ目の御質問、「今後の本町の保育需要及び開成幼稚園の園児数の見通しは」についてお答えいたします。

まず、保育の現状と今後の本町の保育需要の予測について、近年の町内外を含めた保育園の入所状況は、0から5歳児全体で450名ほどで推移しており、当該年齢人口の約半数が入所しております。今後も共働き世帯の増加が見込まれることから、当分の間、保育需要は同程度で推移するものと見込んでおります。

現在、町内3つの認可保育園においては、いずれの園も定員を若干超過している状況にあります。

今後は、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業などによる人口の増加が見込まれることから、新たな保育施設の必要性や保育環境の整備を検討してまいります。

開成幼稚園の園児数については、3年間教育を開始した令和元年度以降の傾向として、2歳までに保育所等に入所していない子どものうち約60%が開成幼稚園に入園しております。人数にすると40から50人であり、今後も同様の状況が続くものと予測しております。

次に2つ目の御質問、0から2歳児保育に対しての多子世帯支援は、についてお答えいたします。

現在、国では、乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の取組を進めています。

本町におきましても、令和8年4月の開始に向けて取り組んでおるところであります。なお、この事業の対象は0歳6か月から満3歳未満児となっております。

また、令和元年10月から3歳児以上の保育料は無償とされ、0から2歳児の第2子以降の保育料についても、世帯の所得状況などによっては、半額や無料となっています。

本町においても、子ども・子育て支援のさらなる充実に努めており、過去5年間における年間出生数が平均138人で推移するなど、一定の成果が出ているものと捉えております。

少子化が国家的な課題である中、町として引き続き出生率の上昇と、出生数の増加に向けて取り組んでおり、こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期を通じて切れ目のない支援を包括的に行っております。

なお、昨年度の産後ケア事業の拡充に続き、今年度新たに「産後ヘルパー派遣事業」を開始するなど、出産後の世帯や産婦の支援にも積極的に取り組んでおります。

今後も、町民の幸せと開成町のたゆまぬ発展のために、開成町の子どもと子育て世代を応援してまいります。

町民や社会の需要を見極めつつ、適時適切な施策を講じることによって、本町は子育て世代に選ばれる町であり続けるよう努めてまいります。

3つ目の御質問、屋内での遊び場・居場所づくりについての考えは、についてお答えいたします。

町内の遊び場や居場所といったしましては、公園、学校の校庭、幼稚園の園庭などが挙げられます。今年度はその重要性に鑑み、町民センター2階の町民活動サポートセンターの開放に加えて、1階ロビーのスペースを居場所として整備し、3階に学習室を試行的に設置しました。また、夏季期間中は、本年も引き続き議場を自習スペースとして開放をいただきました。

町としては、遊び場や居場所の必要性、重要性は強く認識しておりますが、現時点では公共施設として新たな施設の整備は難しいと捉えており、既存の公共施設のさらなる利活用の可能性を模索してまいります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

それでは、一定の答弁いただきましたので、順次再質問させていただきます。

1つ目の、今後の本町の保育需要及び開成幼稚園の園児数の見通しはと。

2つ目の0から2歳児の多子世帯支援は、質問は一緒にさせていただきたいと思います。

まず見ていただきたいものがございます。こちらの表となっております。これは見えますか。開成町における3歳から5歳児の開成幼稚園の園児数と保育園の園児数の推移になっております。

ここが令和元年、まず開成幼稚園を見ていただきます。令和元年が、255人でした。令和7年、今年が、132人となっております。半分近くになっております。

続きまして、保育園児数を見ていただきます。令和元年が、245人、令和7年、今年が、281人となっております。40人近く増えているということですね。

ちなみに一番下に書いてあるのですけども、町外の私立幼稚園に通っている子は毎年10名程度はいますけれども、それはちょっとここには含まれていないと御理解いただきたいと思います。

そうしますと、この開成幼稚園に行っている子と、保育園の園児数を足しますと、まず、開成町の子どもの数と考えましょう。そうすると、令和元年が500人、令和7年、今年が413人、現実的にはこの3歳から5歳のところで2割程度子どもが減ったというところを考えた上で、加味した上で、では、保育園に通園する子たちの割合というのはどのくらいになっているのだろうと見ますと、令和元年は49%でした。それが令和7年、今年は68%、2割増加しております。またの見方をすると、7割近くの子が、3歳から5歳は保育園に通われているというような現実があるということをまず踏まえて、これから質問させていただきたいと思います。

では、ちょっと資料の方は下ろさせていただきます。

今の表見ていただきましたけれども、先ほどの答弁でもありましたが、今後も保育の需要は増加が見込まれると、ということは、0、2歳についても増加が見込まれる。

また、新聞記事によりますと、現状、0、2歳の保育の状況というのは、60.9%、初めて6割を超えたそうです。2013年はちなみに33.9%だったそうですから、いかに増加しているか。これは働き方が変わってきた。それから育休とか、そういう問題が多いと思います。育休制度の充実、活用により、0歳児は御自宅で保育というか、見ることができるのでないでしょうか。1歳から2歳の保育事業が増加していくだろうと考えられます。

以上を踏まえまして、伺います。現在の保育の需要の増加、それから開成幼稚園の園児数の推移に関して、改めてどのように捉えられていますでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

データの整備をいただきましてありがとうございます。

おおむね武井議員がおっしゃった御理解で合っているのではないかなどと思います。要は幼稚園というものの自体は、やはり需要の減少等、保育園需要の増加というのは、ほかならぬ共働き世帯の増加によるところが大きいと思います。現実問題といたしまして、近隣市町においても、幼稚園需要が後退したことによって、統廃合やこども園化ということが実際に起きているのも同様の傾向によるものだと思います。

取りあえず、以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

今の表と、状況に関して、町長から、大体私が思っていることと一緒になんだなどいうところは確認させていただきました。

そうしましたら、これから2つほど質問がございまして、その見解をまず伺いたいと思います。

まず共働き、出産後の女性の働き方についてですが、先日公表されました厚生労働省の厚生労働白書によりますと、女性の出産後の働き方の違いによって、世帯の生涯可処分所得の差が示されました。正社員で働き続けるのと、退職して専業主婦となった場合で、平均で1億6,700万円の差が生じると説明されております。多様な生活スタイル、子育てスタイルはありますが、本町でも共働きが増えてきているこの状況で、女性が出産後もキャリアを継続していく社会環境が整ってきています。このような多様な子育てスタイルに対応支援していくことが行政として大切ではないでしょうか。そして、これは将来的な自治体の財政面にも大きな影響を与えていくという側面もありますが、このことについてはどのように思われますでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問の趣旨は、財政面的に移住定住策の促進、子育て世代が選ばれることによって、将来的には税収が増えるという意味でしょうか。分かりました。その点に関してはおっしゃるとおりだと思います。

子ども、話は主題からそれますけれども、御高齢者は、町からしますと支出増になります。それはほかならぬ先行投資ということになりますので、そこに投資する意義というものは十分にあると思います。それが開成町に住み続けてもらって、初めてその先行投資の回収ができるわけですけれども、ゆえに私は前から申し上げていており、戻ってきたい町、住み続けたいことは大事なのですけども、やはり18歳、22歳に町外に出るというデータは、もうこれは客観的に明らかに出ておりますので、いかにして戻ってきてもらうかということが大事であるというのは、その視点によるところであります。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

ありがとうございます。もうそのとおりです。ですから、いつでも巣立った子どもたちが帰ってくるような町をつくり続けるということが非常に大切だと思います。

ではもう一問、お考えを伺いたいのですが、0歳から2歳児の子育て世帯の動向について、1つ話をさせてください。

ある民間会社のアンケート調査によりますと、住宅を購入したときの子どもの年齢、実は飛び抜けて多いのが、0から2歳児のときだそうです。一般的には子どもが小学校に入るまでと言われていますが、実は子どもが幼稚園や保育園に入るまでに住宅購入をしている人が6割近くになっているそうです。

また、ママ友づくりなど地域とのつながりを考えて、子どもが小さいうちに住宅購入をしている方もいるようです。

ちょっと先ほど言われたように、開成町に住んでいただきたい。開成町で子育てをしていただきたい。そして開成町に戻ってくる。住み続けていただきたい。この子どもが、0歳から2歳での状況で住宅購入が多いという最近のこの傾向、これについてどのように考えられますでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

なかなか難しい質問をいただきて、即答できればいいのですけれども、最近はそういう傾向なのだなということを改めて知った次第であります。ゆえに、共働きが増えて、先ほど生涯年収の数字も上げていただきましたけれども、そういうライフスタイルがあって、それに応じて共働きということに結びついている一面もあるのではないかとも思います。

いずれにいたしましても、一生の中で、いつお金が一番必要かというと、お子さんが高校、大学行った頃、お子さんがいる場合ですけれども、が一番財政的には負

担が重くなるとは言われておりますけども、今おっしゃったような居住環境を整備するための支出の負担の重さというのも、近年の課題になっているのかもしれませんと思います。

町といたしましては、移住定住促進策として、子育て世代にできる限り選ばれるために、子ども・子育て支援施策というものは、しっかりと取り組んでいるつもりでございます。

申し上げましたとおり、昨年は産後ケアのもあった制度を拡充しました。今年度は、産後ヘルパーの派遣ということで、必ずしもその共働き世帯を即応援するという仕組みではないのですけれども、現場でもしっかりと考えていただいた上で、そういうような施策を講じてまいりました。要はそういったことに対する重要性、課題意識というものは強く持っているということをお伝えできればと思います。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

2問ほど、ありがとうございます。

改めて、最初の答弁にありましたが、共働き家庭、そして保育の需要は、現在増加している。今後も増加が見込まれると。これすばらしいことですよね、今の日本において、子どもが増える町、今日ニュースにありましたね、民間会社の住み続けたい町ランキング首都圏版で、開成町は第7位です。やりますね。うれしいことです。これはぜひ継続していきたいです。

さて、ここからです。男性の育休も浸透し、夫婦2人で子どもを育てることができますことになりますし、女性が仕事を辞めなくてもキャリアを継続できる世の中になってきてています。

そこで保育料の問題です。現在3歳から5歳は、保育料は完全無償化、0歳から2歳は、第1子は全額、第2子は半額、第3子は無償化となっています。非課税世帯対応というのは別途ありますけれども、最初にも述べましたが、ここ数年の異常な物価高騰、そして国民負担率は46.2%、戸建ての建築費も、20年前に比べると1.5倍から2倍に高騰しているそうです。子どもを産み育てる若い御夫婦の環境は非常に厳しいのが現実です。

そんな中、先ほども述べさせていただきましたけども、今月から東京都は第1子から0歳から2歳の保育料の完全無償化を実施しました。これは非常に大きいことです。東京だからできるという話だけではないと思います。

家賃が高くても、東京で産み育てると思います。年間で共働きで頑張っている御夫婦だと、どうでしょう。1人目でも、もしかしたら年間70万から80万ぐらいは節約できるのではないかでしょうか。そして、だからこそ2人目も安心して産み育てられるのではないかでしょうか。それが3人目にもつながっていくのかもしれません。

東京都と同じにしてくれと言いたいです。ただし、いきなり、そもそもなかなか厳

しいというところもあります。

しかし、県内では、第2子の無償化に関しては、鎌倉市、そしてお隣の松田町は実施しております。箱根、真鶴は、第1子から無償化しておりますけれども、開成町のような、こういう人口が増加している町だからこそ効果が高いと私は思います。

開成町は、現在、県内で年少人口割合が第1位です。第三期子ども・子育て支援事業計画のアンケートの中でも、第2子以降、保育料の無償化を求める声もあります。目的は、子育て世代の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境を整えることです。

少子化対策、多子世帯支援、移住促進、そして開成町の未来への投資です。

町長、もちろん多子世帯支援として検討されているのだと思いますけれども、第2子無償化、いかがでしょうか。

現在0歳から2歳で、第2子、半額対象は60名ほどと聞いています。

町長いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、どうしても東京都についてお話ししなければならないのですけれども、平たく言えば、東京都は財政力が飛び抜けていいことによって、様々な弊害が起きているということは、5月に続いて、先週、神奈川県知事と千葉県知事と埼玉県知事が、いわゆる税収の偏在、偏り過ぎているということに対する是正措置を国に求めたことが示すとおり、かつ、3名とも東京だからできると、もう最近はもうはっきりと言っておる点等を踏まえて、町民の皆さんにも含めて東京都のやっていることと、その他、県、市町ができることということは、財政力が違い過ぎるので、何とか御理解と御容赦をいただきたいということがまず1つございます。

細かな数字もあるのですけれども、時間の兼ね合いもありますので割愛させていただきますが、その上で、国としての少子化対策、あとは各市町における人口増、移住定住促進策という目的において、何が一番効果があるのかと。かつ限られた財源の中で何が打すべき手なのかということは常に検討しております。

武井議員がおっしゃる、例えば保育料の無償化も、もちろんその選択肢の1つだとは思います。要は、限られた財源の中で、その数ある選択肢の中で何がいいかということを引き続き検討していく中での1つの候補であるとは思っておりますが、繰り返しになりますけれども、昨年は産後ケアの拡充、今年度は産後ヘルパーの派遣、私は、若干裏話になりますけれども、出産祝い金がいいのではないかなという提言を庁内でしました。ただ、実際一番現場で見ている人たちの声が正しいであろうという前提の下、皆でいろいろ意見交換した中で、本年度はそのような結論を出させていただきました。

要はそこに投資するという意思は十分あるということはお分かりいただけると思いますし、多子世帯ということに関しては、やはり客観的データとして結婚された

方は、お二人弱のお子さんを産まれるであるとか、もちろん不妊治療も大事なのですけれども、生まれた方が3人、4人産んでいただくということが、少子化対策という意味では、非常に注目すべき点であるとか踏まえてとても大事だと思っております。ゆえに、一昨年、3人乗り電動アシスト自転車をほぼ無料で貸していただく、企業さんの御寄附もいただきながら、今20台たしかフル稼働であると思うのすれども、そこら辺にも、多子世帯を支援しようという意図が、思いが込められております。

要するに、その多子世帯支援におきましても、0歳から2歳児のお子さんをお持ちの方々に対しても応援していこうという気持ちは十分にありますし、今後も何かしらの策を打っていきたいと思います。その策が、武井さんがおっしゃることなのかどうかということは、また、我々でいろいろと協議させていただければなと思います。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

いつも町長がおっしゃっている最小のコストで最大の効果ということに、私は現状最もふさわしいのではないのかなと。少子化対策もできて、先ほど言ったような様々な状況と。

ただ、いろいろな何が一番よいか、効果があるのかということの選択肢の1つとして協議をしていくということですので、ぜひ期待したいと思っています。

町長が前から言っておられる多子世帯支援、給食費、保育料と言っておられるので、ここは本当に検討されていたのだと思いますので、期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

では続きまして、次の質間に移ります。最初の答弁で、保育の需要が増加してきたこと、受皿の保育園も定員いっぱいと答弁されていました。

それに伴って、先ほどの表でも示しましたが、開成幼稚園については、令和元年の255人をピークに、現在は132人と半分近くになってきています。これは先ほどからの話の中で、共働きに伴う保育需要の増加で理解はできます。

この132人という状況でも、近隣と比べればまだまだ多いというようなことかもしれません、開成幼稚園のさらなる発展のためにも、0歳から2歳を受け入れができるこども園化を目指す考えはありますか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず私から答弁させていただければと思います。

こども園化につきましては、昨年度、ワーキンググループを1つ発足しまして、検証、協議しました。テーマとしては、こども園化ありきではなくて、開成町の未就学児の教育保育環境のあるべき姿を将来の人口推計も含めて、一旦、何かしらの

答えを出そうというところを目的地に、ワーキンググループのデータを基にいろいろ協議していただきました。その結論といたしましては、必ずしもこども園というものが最適の答えではないというのが出した結論でした。実際、世の中でこども園というものの数が増えていること。こども園に通っている園児の数が増えていることは、データが示すとおりなのですけども、私を含め、我々の考えは、積極的にこども園を選んでいるというわけではなく、若干消去法的に幼稚園が存続が危うくなつた。結果的にこども園という形にしたというのが、そういったケースが多いのではないかという推測もあります。また、様々な項目において、比較対照いたしまして、全て一長一短です。幼稚園、保育園、こども園、こども園にもタイプが幾つかありますので、その中で、先ほど申し上げました、それが最適の解ではないという結論と、そこで見えてきたのが、やはり預かり機能を拡充することが、今ますもってやることではないかという答えが出て、それが今年度、開成幼稚園における預かり保育の著しい拡充ということが1つ、そういった実際の施策として打ち出された経緯、背景でもあります。よって、今後も引き続き、そういった人口動態であつたり、社会環境の変化とかも踏まえて、常に今後のるべき姿を模索し続けながら、開成町は現在駅前通り線周辺地区土地区画整理事業と、（仮称）南部第3地区の区画整理に向かって取り組んでいるさなかであります。そのまちづくりにおいて、そのような課題をいかにして課題であれば解決していくということも、区画整理事業の中でも併せて検討していきたいなと考えております。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

昨年に一応今回の結論は出したということということですけれども、先ほど見て
いる標語から言っても、まだまだ、ますます保育の需要は増えていくだろうと、0、
2歳も増えていくだろうと。

開成町自体も、2009年頃、開成幼稚園のこども園化の構想もありましたし、
数年前にも新規保育園の話が持ち上がったり、常に保育の需要に対する確保策とい
うことは検討されてきました。

開成幼稚園の受入状況がこのような状況になっているからこそ、今がチャンスで
はないのかなという思いもあります。

では最初の答弁にありましたけれども、新たな保育施設の必要性や保育環境の整
備を検討していくというような答弁はありましたけれども、そこは具体的に何か今
あるのでしょうか。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それではお答えをさせていただきます。先ほどございました、新たな保育施設の
必要性は、というところにつきましては、答弁の中でも、今現在施工中であります、

駅前通り線の事業、そういったものなどから人口の増加が見込まれるというところ、その状況などを確認しながら、その必要性だったりを検討してまいりたいというところでございます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

今の答弁ですと、駅前通り線の進捗状況とか、状況を見ながら検討していくということですけれども、今現在も、保育の状況がいっぱいというところがありますので、それは早め早めに、ぜひ検討を重ねて、間違っても待機児童になるとか、保留児童になるようなことがないように、これだけ共働き状況が増えてきて、育休もすごく充実してきているわけですから、開成町に来たら、安心して子どもを保育園、幼稚園に通わせることができるのだというような体制というのを常につくっていっていただきたいと思います。

それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。屋内での遊び場・居場所づくりについての考えは、ということです。

年々夏の酷暑を考えると、子どもたちが外で遊べなくなっています。大人も外に出られませんよね。現実的には6月から9月まで外遊びは厳しいのではないでしょうか。

今年の夏は3年連続暑い夏、統計史上最も暑い夏と言われました。まだまだ続いているんですけどね。開成町でも毎日のように熱中症警戒アラートが発表されました。外では激しい運動はやめて、室内でエアコンでと言っているわけです。学校でも暑さ指数が31を超えると、原則外遊びは禁止となっています。この夏のほぼ毎日そのような状況でした。

まず、お伺いしたいのが、このような夏の状況について、未就学児や小学生など、子どもたちが外遊びできない状況になってきたことに対してどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それではお答えをさせていただきます。今、議員おっしゃられましたとおり、最近ここ数年の夏の、特に夏の暑さというのは非常に酷なものになってきているというのは重々承知をしております。それに伴いまして、お子さんたちの外遊び、それについては、遊ぶ、スポーツも含めてですけれども、外については、原則運動禁止ぐらいの今ニュアンスになっている部分が多いのを考えますと、なかなか外で遊ぶのは厳しいとは認識しているところでございます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

そうですよね。そうなるとやはりもう考えざるを得ないという状況に来ていると、もちろんそう思っていられると思うのですけど、私も思っています。夏の子どもの居場所づくり、特に危惧するところです。

最初の答弁で、町として遊び場や居場所の必要性や重要性は認識しているが、公共施設として新たな施設整備は難しいため、今後は既存の公共施設の利活用を模索していくと答えられました。

近年、全国的にも、屋内の居場所づくり、屋内遊戯場のようなものが増加しているようです。

近隣でイメージしやすいのが、例えば南足柄市の「にこっと」とかです。子育て支援センターと一緒にしている室内の遊び場です。いろいろ遊び場がありまして。

あと、大和市の「シリウス」の中にも、屋内こども広場というのがあるのです。

全国的にも、私がすごく気に入っているのは、北海道の南幌町の「はれっぱ」というところです。これはちょっと規模が大きいのですけども、冬が雪だからというわけではないのです。いろいろな補助金も使いながら、子どもたちも保護者も1日そこにいられるぐらいだと。もちろん多少の料金取ったりしているのですけれど。そこは人口が増加しているのです。子どもたちも増えて。

例えば、宮城県の白石市の「こじゅうろうキッズランド」、ここも見に行きたいなと思うのですけども、やはりそういう屋内の遊戯場の施設となっております。

いろいろな形があるのですけども、子育て支援センターと併設しながら遊べる空間があったりとかですね。

そこで、現在稼働率が比較的低いと思われる南部コミュニティセンター、どんぐり会館を室内遊戯施設化というのを検討したらどうかなと思うわけです。未就学児や小学校、低学年までか、高学年までか、ちょっと分かりませんけれども、様々検討の余地はあるかと思います。

どんぐり会館にエアコンを設置しまして、滑り台やジャングルジムなどの屋内で遊べる遊具を設置して、子どもたちが心、頭、体を使って生き生きと遊び、親子でいつでも安心して過ごせる広場にしたらどうでしょうか。

何よりも大切なのは、子どもたちの健全な育成、居場所づくりではないでしょうか。南部コミュニティセンター、どんぐり会館を室内遊戯施設にする考えはありますか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。南部コミュニティセンター、稼働率が、というお話をありました、ここに来て、少し上向きになっているようなところもございます。

そして、子どもの室内遊戯場というところですが、なかなか夏の酷暑対策というような意味合いで、冷房を入れてというところでは、なかなか補い切れないぐら

いの施設になるのかなと考えております。施設の形状が、上部がガラス張りになつておりますので、そういったところから見直さなければいけないという、かなり大がかりなものになつてしまつますので、なかなか現状では難しいものかなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

現状では大がかりになつてしまいそうなので、ちょっと厳しいかなということかもしませんけれども、ではいろいろ聞きたいのは、ではどんぐり会館をこれからどうするのだということと。

それでは、先ほど話の中で、既存の公共施設の活用として、新規はできないけれども、既存の公共施設の活用という話がありましたけども、ではほかに何か案はあるのでしょうか。どんぐり会館のこれからということと、ほかに何か案はあるのでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。まず、どんぐり会館のこれからというところに関しては、これまで議会での答弁でお伝えしているところでございますが、幼稚園施設への用途変更というようなこともこれまで言われてきています。幼稚園であつたり、過去に学童の施設として使われているというところもございますので、その辺の見極めをした上でといったところが、からの施設の在り方なのかなと考えております。

また、既存の施設の活用といったところでは、私ども生涯学習課としては、町民センター1階ロビーについて、今年度、文化の関係の展示をしつつ、その中で交流スペースをつくりたいなど考えてございます。こちらについては文化祭が終わった後、進めていきたいと考えているところですので、それをまずやってみて、その後どうなのかなというところが検証できればと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

すみません。南部コミュニティセンター、生涯学習課所管以外の部分で、ちょっとお答えをさせていただければと思います。

町主導ではあくまでないのですけれども、今年の夏、ある自治会では、試行的に子どもの居場所ということで、8月、先月ですが、勉強会でしたり、遊び、カーレットでしたか、そういうものを実施をしていただいた自治会、自治会館を使いな

がらという形になりますが、もございました。

また、子ども食堂を展開していただいた自治会もありますし、あと福祉会館でも、開成町社会福祉協議会での事業になりますけれども、小中学生の居場所づくりというようなところをやっていただいたという経緯はございます。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

これからお試し程度ということですけども、町民センター1階の交流スペースと、あそこのスペースで、子どもは遊びたいですかね。そこは非常に疑問ですよね。未就学児や小学校低学年ぐらいが、あそこで遊ぶかな、なかなか疑問です。

私のイメージは、やはりもう少し広いところで体を本当に動かすのだということ、外で体動かせないからこそ、やはりそういった屋内で体を動かせるような場所が必要ではないのかと。そういう常設しても開成町だったら成り立つのではないかということが今回のこの3つ目の質問であったということです。

今、自治会館とかそういったお話もありますけども、ぜひそういうことも検討していっていただきたいなど、今後に向けて。もうこれ3年続いていますけども、これから涼しくなることはもうないでしょう、このまま、ますます子どもたちの夏の居場所というものがなくなっていくはずです。ですから、そこは本当に真剣に考えていただきたいなと思いますけど、もう一度、何かお答えいただけることはありますでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

では、私から答弁させていただければと思います。

地球温暖化ということは、恐らく想定以上の速度で進んでいるという、今年、去年、恐らく来年も、ある意味差し迫った、新しい課題かなとも思っております。これがなくても、例えば雨が降ると遊び場がないとか、まして暑いときも、そういう場所がないという課題意識は持っております。

答えとしては、現時点では、新たな何かを、近い将来、造るということは、財政面であったり、あとはその他の土地区画整理事業等を控えておること等も踏まえて、なく、既存の公共施設のさらなる利活用を図るということになります。

とはいって、武井議員は先ほど幾つか例を出していただきましたけれども、私が全国あちこち行って、視察しまくっていることは、武井議員が一番御存じかと思うのですけども、明石市であったり、あと大阪府の茨木市の「おにクル」とか、そういった室内遊戯施設というもので、大和市の「シリウス」ほど大きくないようなものも見てきている中で、非常に羨ましく、開成町でもできたらとてもいいなという思いがあります。

何も約束もできませんが、開成駅前の周辺土地区画整理事業において、町有地をどうするのだということに関して、ワーキンググループを含めて定期的に話し合いは進めておりますが、現時点では何も決まっていません。その中で先ほどの保育園にしても、保育園の需要、ほぼイコール学童の需要でもありますし、あとは居場所、居場所については、先ほど申し上げたとおり、地球温暖化、異常気象という新たな要因が加わって、さらに重要になってくるという課題意識の中で、さあ、何をどうしようということを、これからちょっとまだ先の話ではありますけども、より具体的に詰めていくことになると思います。その中において、何らお約束はできませんけども、1つの候補として検討はしていきたいとは思います。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

ありがとうございます。今、町長もお話しされましたけども、確かに町長が一番全国見ていられるので、よく現状分かっていられるし、やはり開成町に必要とされていることも分かっているのだなということが、今確認させていただきました。ぜひ近い将来、そういうふうになることを夢見ていますので、よろしくお願いします。

では、最後の質問になりますけれども、本日は、保育の受入環境についても質問しましたが、そこには、保育園であれば保育士さんの皆さんがいてこそ保育環境となります。

そこで、ちょっと給与関係について少し伺いたいと思います。保育の公定価格における地域区分という問題です。

開成町は、保育の公定価格における地域区分が近隣より低いわけです。ということは、保育士さんの給与が他地域よりも少なくなってしまうという可能性があるということです。

具体的にちょっとお話ししますけど、これは国が決めているものなのですが、いわゆる100分の20、20%ということですね。そこが横浜、川崎、厚木、100分の12、12%ですね。ここが相模原市、藤沢市、海老名市、座間市、愛川町。100分の10、10%、これが横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、大和市、伊勢原市、綾瀬市、葉山町、寒川町。そして100分の6、6%ですね。ここに秦野市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、山北町、清川村。そして100分の3、3%、これが箱根町、開成町出てきませんね。その他という、その他というところがあります。これはゼロということですね。ここが開成町、南足柄市、松田町、湯河原町、真鶴町となっております。小田原市と比較しても10%低いということになってしまいます。これは国が決めていることですから、町で何とかしろとかという問題にはなりませんけれども、このために保育事業、保育士さんがすごく必要な開成町であっても、ほかの地域に就職してしまったり、他地域に転職してしまったというケースがあると聞きます。

これから開成町の保育環境をよりしっかりと整えていくためにも、住民の方に安心していただくためにも、国が設定しているのですけれども、国、この開成町の保育の公定価格における地域区分を上げてくれよというような要望をしていく必要があると思いますが、現状はどうなのでしょうか。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それではお答えをさせていただきます。今、議員のほうでおっしゃられました公定価格の関係で、先ほど言わされた0%のところ、そこが連名で、令和4年になりますが、公定価格の関係適正化についてという要望を連名で国、内閣府に提出しているという現状がございます。

今後におきましても、になりますが、こちら地域手当の地域区分とも連動していくかと思います。そちらのほうが県単位になっていることもありますのでこちら今後必要に応じまして、あとそういう要望する機会等を捉えまして、適切な要望活動については行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

武井議員、ちょっと通告から外れていますので、通告に特化した話にしてください。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

すみません。それは大変失礼いたしました。

保育環境を整えるという意味で、非常に重要なところですので、ぜひ適時要望して私たちもできることはしていって、環境を整えていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（山本研一）

これで武井議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を15時30分といたします。

午後3時13分

○議長（山本研一）

再開します。

午後3時30分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

9番、佐々木昇議員、どうぞ。

○9番（佐々木昇）

皆様こんにちは。9番議員、佐々木昇でございます。本日は通告に従いまして、

1つの項目について質問させていただきます。

窓口業務のデジタル化の進捗を問う。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、税を含むあらゆる分野で行政のデジタルの活用が急速に広まってきております。

特に本庁における窓口業務において、デジタルの活用が広まることは、窓口手続の簡便化だけではなく、単純誤りの防止による正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上、災害時の迅速な復旧事務にもつながることが期待されます。また、町民にとって、役場に行かずに自宅や出先で手続ができるメリットは大きいと考えます。

本町は県内でもマイナンバーカードの普及率は高く、行かない窓口、書かない窓口を導入するのに支障はないと考えております。また、近年、窓口業務のデジタル化が進み、来庁者が減ることなども理由とする中で、窓口の開庁時間の見直しに取り組んでいる自治体が増えておりますが、本町はどのような所見を持っているのか、窓口業務のデジタル化の進捗状況と併せて、以下の項目を伺います。

1、災害時にも有効な家屋台帳のデジタル化の検討状況は。

2、行かない窓口、書かない窓口の進捗状況は。

3、デジタル化の進捗による窓口開庁時間への所見は。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

佐々木議員の御質問、窓口業務のデジタル化の進捗を問うにお答えいたします。

初めに、本町を含め、全国の自治体がデジタル化に取り組む背景について説明させていただきます。

総務省では、自治体DXを推進しておりますが、その背景には2025年から2040年の僅か15年間で生産年齢人口が約1,000万人も減少するとされる「2040問題」がございます。

人口減少による労働力不足が深刻化し、職員数が減少する中で、高品質の窓口サービスを継続させていくためには、DXを推し進め、さらなる業務効率化が不可欠となります。

総務省の自治体DX推進計画におきましても、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要であるとされております。

開成町におきましても、全庁的にDXを推進しており、特に窓口業務では、情報システムの整備や、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などに取り組んでおります。

また、窓口業務における真のデジタル化に向けた取組は、町民サービス向上とともに、来庁者の減少、手続に要する時間短縮、それらに伴う職員の負担軽減、そし

て事後を含めた関連する管理、事務負担の削減など様々な効果が期待できると考えております。

それでは1つ目の御質問、災害時にも有効な家屋台帳のデジタル化の検討状況は、についてお答えいたします。

大規模災害が起きた際には、円滑かつ適切な被災者支援が必要となることから、業務のデジタル化は、平時の窓口業務においてのみならず、災害時にも有効であり、意義があるものと考えております。

御質問の家屋台帳につきましては、家屋への課税において、固定資産台帳の登記情報の履歴を管理する目的から、令和2年度に「土地・家屋台帳管理システム」を導入しました。

それまで紙の帳簿で台帳を管理していた土地と家屋の固定資産台帳を電子化し、法務局からの登記情報を電子データで取得するなど、システム上で更新及び管理を行うようになっております。

次に2つ目の御質問、行かない窓口、書かない窓口の進捗状況は、についてお答えいたします。

町の窓口業務におけるデジタル化の考え方として、町民の利便性向上や、町職員の生産性向上のため、書かない窓口の機能拡充を含め、行政手続の電子化などのデジタル化を積極的に推進しております。

まず、行かない窓口への取組として、転出の手続の際、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルからオンライン上で手続いただければ、窓口までお越しいただく必要はなくなりっております。

また、マイナンバーカードを利用し、コンビニ等に設置されたマルチコピー機で住民票の写しや、印鑑登録証明書、課税（非課税）所得証明書を発行できるようになっております。

さらに、オンラインでの手続につきましては、神奈川電子自治体共同運営サービス、電子申請システムのe-k a n a g a w a を利用し、粗大ごみの収集や水道の開始及び中止、各種教室の申込みなどの申請が可能となっております。

次に、書かない窓口への取組として、マイナンバーカードの更新や暗証番号変更の際、職員がカード情報をを利用して、事前に対象者の氏名、住所、生年月日、性別の4情報が記載された申請書を作成することで、窓口における利用者の手続を簡略化し、負担軽減を図っております。

また、本町へ転入時においても、オンラインによりマイナンバーカードで転出手続を行っていただいた場合には、転入の手続の際に一定の項目の記入を省略できるよう措置しております。

そのほかにも、納税におけるインターネット上の口座振込みの申込みや、納付書のバーコードを利用したスマホ決済、確定申告の相談会の予約を町ホームページの予約サイトで行えるなど、サービスの向上に努めております。

このように、行かない窓口、書かない窓口は、実質的に一定程度導入され、運用

されていることから、既に町民の皆さんの利便性の向上、窓口での負担軽減等が図られているものと考えております。

3つ目の御質問、デジタル化の進捗による窓口開庁時間への所見は、についてお答えいたします。

現在の役場窓口の開庁時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとしております。来庁される方の数は、午前9時から午後3時までの時間帯が多い状況となっておりますが、お仕事の関係など様々な事情で、開庁直後や、閉庁時間の間際に来庁される方もおられます。

全般的なデジタル化の進捗に伴い、窓口業務においてもデジタル化が進むことで、実際に行かない、書かない窓口も整備され、さきに述べたとおり来庁者の減少や手続に要する時間の短縮、事務負担の削減など、一定の効果も見られております。

しかしながら、現時点では、国が目指す、マイナンバーカードを活用した自治体と住民との接点の多様化、充実化や、窓口業務の改善などを通じた住民の利便性向上や職員の業務効率の向上が達成されたとはまだ言い難い段階と捉えております。

ゆえに、デジタル化によって必要とされる人的労力の削減や開庁時間の短縮が実現できるレベルにはまだ至っていないと認識しております。

また、現実的に、デジタルデバイド、いわゆる情報格差の問題も当分の間、解消は難しいと考えられることから、現時点においては、デジタル化の進捗を理由に、開庁時間を見直す考えはございません。

今後の窓口業務の在り方につきましては、町民の利便性向上や町職員の生産性向上を目的として、引き続き書かない窓口の機能拡充を含め、行政手続の電子化などのデジタル化を推進してまいります。

一方で、スマートフォンなど電子機器の操作に抵抗感がある方や職員との対面による手続を望まれる方もおられるため、デジタル化の推進とともに、対面でのお手続においても、引き続き利用者目線に立った丁寧な対応に努めてまいります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。まず、午前中、同僚議員の質問におきまして、私の質問に御配慮いただきまして、ありがとうございます。

それでは、一定の答弁いただきましたので、再質問に移らさせていただきます。

これまでも、本町、デジタル化に向けて取り組んでいることを承知しておりますけれども、そういった中で、私なりに気になるところについて質問させていただきたいと思います。

1つ目、災害時にも有効な家屋台帳のデジタル化の検討状況は、についてお伺いいたします。令和2年度に土地家屋台帳管理システムを導入したということですけれども、こちらのシステム、災害時に罹災証明書の発行などに連携活用はできるの

か伺います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは議員の御質問にお答えをいたします。こちらの家屋台帳についてお答えをさせていただきたいと思います。

家屋台帳につきましては、答弁のところと重複してしまう部分もありますが、実は、家屋の課税のために固定資産台帳の登記情報の履歴を管理するものとなってございます。こちらの家屋台帳の登記の情報というものになりますが、登記情報そのものが、所在地、所有者、それから種類ということで、居宅なのか、店舗なのかというような情報、それから構造、床面積と、こういった情報に限られますので、課税に対しては有効といいますか、便利な機能で、デジタル化をしたことで、便利になっているところはございますが、その情報を災害時に使うかというと、実は家屋台帳には、災害時に使うものとしましては、例えば罹災証明の発行とか、そういうような業務がございますけども、そういう際に使うことはございませんので、家屋台帳に関しましては、そのシステムを使うということはございませんので、すみません、繰り返しになってしまいますが、登記情報に情報が限られてしまいますので、実際にはデジタル化には対応しているものの、使っては使わないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

分かりました。ちょっと私の認識がちょっと違ったのかもしれませんけども、そういうところでは活用できないという、今、答弁でしたので、だとしますと、本町では災害時、被災時に罹災証明書の発行などは紙ベースでの対応になるという理解でよろしいのかお伺いします。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えをいたします。罹災証明ということで、こちら罹災証明書の発行に当たる手続としましては、実際に行く際に、その手続としては地域防災計画上でございますけれども、総務班というところで、その申請書を、罹災証明の申請書の発行の受付をするところからまず始まります。それを受けまして、今度は税務窓口班ということで、税の担当のほうで、現地に調査に行きます。その際に必要となるものとしましては、家屋評価調査書というものとなりまして、平面図ですとか、その建物情報、こういったものを資料として、実際にはその現地に行って確認をする、調査をすることになります。そういう意味では、実際に罹災証明を発行するまでの準備

として、必要な資料、情報としましては、紙のものを持ち出しているというところが状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。私が想定していた中で、紙ベースでの対応になるという次に、その対応どのようにという質問を考えていたのですけど、課長、頭の回転が速いのか、ちょっと先に御答弁いただいたのですけれども、そういった中で、大体手続準備分かったのですけれども、内閣府で発行している手引きでは、災害から1週間で調査計画を立て、また1か月後には罹災証明書を発行するということが求められているのですけれども、先ほど課長が言われたこの対応で、この辺の対応をしっかりできていくのか。また調査員先ほどちょっと答弁ありましたけれども、本庁調査員としては税務課の資産税担当職員になるかと思いますけれども、何名ぐらいの想定で、この辺の調査を行うようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えします。今、地域防災計画上の役割として御回答をさせていただきましたが、実はここ数年でも台風ですとか、風水害で、その罹災証明の発行という業務を行っております。その件数としましては数件でございますので、その対応としては、税務の担当職員と、また総務課の職員と一緒に検査、調査に行ってというようなところでございますので、その辺は連携をしながらということで、何人というところは、実際のところはその課の職員の中で数名で対応しているというところがございます。

多分議員が言われる内閣府で示されているというものは、多分大規模な震災のときのお話にならうかと思いますので、そのときには当然ながら応援に駆けつけていただけることも想定をしながらですが、その規模によって、やはり迅速での確な対応していくためには必要な人数というのは、もうそれ以上の職員が必要になるということは考えられると思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。対応は可能だというような答弁だったと思いますけれども、調査員につきまして数名という言い方が、本町においてやはりここははっきりと何名という調査員お答えいただきたかったなというのはございますけれども、その辺は置いておきまして、大きな災害、これが起こったときにこれ承知されている

と思いますけども、災害時の罹災証明書のこれ発行、こちらに関わる問題、これ大きな課題とされております。そういったことも含めて、災害時の罹災証明書交付の迅速化や、また被災者台帳システム、こういったもののデジタルを活用した取組、これは全国的に進められておりますけれども、やはり本町でも災害時のデジタル化に取り組むべきではないかと考えておりますけれども、町の見解をお聞きします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

先ほどの質問と今の御質問を含めて一部補足というか、私から、まず答えさせていただければと思います。

罹災証明書の申請並びに発行の手続は、迅速化が求められますし、非常に重要な課題であると認識しております。

災害時総合応援協定を、昨年までに4つ、合計5つの町と結ばさせていただいている、その目的の1つが、罹災証明書等を含めた発災直後の行政サービスを滞りなく進めるためであります。よって、もちろん応援に来てくださるであろうほかの協定先の町の職員さんも初めてかもしれないのですけども、少なくとも、行政職務に従事されている方々ですので、即戦力としての期待もあります。その背景には、開成町職員の中で町内に住んでいる人の割合がもう4割を切っているという状況ももちろん踏まえた上でございます。よって、先週も図上訓練をやりましたけれども、いざ事が起きたときに想定される台風であるとかは別としまして、いつ起きるか分からぬ地震とかの対応に対して、計画どおりにいくということはまずないと思いますので、臨機応変に対応していく中で、そういった当初計画では税務窓口から何人というのはもちろんあるのですけども、実際は町外からの力等も借りながら、事に当たることになると思っております。

加えてデジタル化という意味では、先週、協定締結がございますので、その辺りは地域防災課からちょっと御説明させていただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

今、本町において開成町においては、国のほうで、例えば被災者生活再建支援システム、そういったものが、罹災証明の判定、発行までつながるようなシステムあるのですけれども、平時の活用がなかなか見込まれないというような形の中で、現在ではまだシステムの導入等は行っていないということです。

もう1つ、被害認定調査については、マンパワーにつきましては、まず初めに、建物の応急危険度判定をします。それはうちのほうで計画整備班、都市計画課と整備課があるのでけれども、そちらで、例えばもう全壊だよ。大規模半壊だよといったような場合には、その認定結果を基に罹災証明発行することも可能ですので、もうちょっと中規模半壊ですとか、そういったようなものについては、より詳細な

調査が必要になってきますけれども、今、町長が言ったような形で応援自治体協定を結んだり、「ネットワークおぢや」、これが全国で90自治体ぐらい入っておりまして、そこの「ネットワークおぢや」は、罹災証明発行の支援がメインとなっておりますので、開成町が大規模災害があって、多くの家屋が損壊した場合には、そういう県外からの自治体職員の応援というのも見込まれますので、そういう部分で備えているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。すみません。私は言葉足らずで、本町で調査員何名かなど聞いたつもりだったのですけど、ちょっと言葉足らなかつたようで申し訳ございません。

それでちょっと最後になります。災害時いろいろな対応を取られていますけれども、そういう中でもやはり災害時のデジタル化、これはやはり前向きに進めたほうがいいかなと思いますけども、再度その辺についてのお答えいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神裕）

私からまず1つだけ、おっしゃるとおりでございまして、地域防災課からの最近締結した協定について説明をいただこうと思ったのですけども、包括協定だったので、企画政策が担当だったのでちょっと間違えました。

先般、あいおいニッセイ同和損害保険さんと水害における罹災証明書申請手続をサポートするというのを含めた包括協定を交わしました。詳細はちょっと一部割愛させていただきます。簡単に言いますと、そういうたふらく皆さん初めて被災された場合に申請手続が果たしてどういうものかという基本的なことを教えていただくとともに、同社が撮影したドローンの画像を申請時に申請者並びに町にも提供していただくことによって、よりスムーズな申請の処理が進むようにというものを交わしました。

これは同社の保険契約者のみが対象になりますので、完璧なものでも何でもないんですけども、そのデジタル化によって、一応業務の効率化を図る一歩としては、相応の意義はあるのではないかとは思っております。

それでは、災害対応におけるデジタル化につきましては、担当課から御説明をお願いできればと思います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

私は、罹災証明の発行が業務として、非常にデジタル化、特に家屋というようなところも話がありましたので、その辺を注目しながらお話をさせていただきますと、いろいろやはりデジタル化の方法もあるかと思います。

例えば罹災証明を発行するに当たって、必要で図面のほうが実際紙で出していると紙を持ち出して現地に行っている。そういうことを考えますと、その図面をファイリングするということも1つの方法であると思います。

また、そういうことだけではなく、この罹災証明の発行を迅速化するために、また、実際に何人かで罹災証明発行するために、ばらつきがないように、共通のアプリを持って現地に行くですか、そのデータを取り込んで管理をするというような罹災証明の発行をするところまでの、発行して、管理するまでのシステムというのも構築を実際されておりまして、総務省の自治体DXなどでも紹介されております。

またさらに、今、町長からの答弁もありましたように、被災者の生活再建システム、こちらのほうまで連動したシステムというのも構築されておりますので、この辺りというのは平時に使う、使わないと、使える、使えないというのもございますけども、今後必要なものかどうかというようなものを含めて、いろいろ広域であったり、町内であったりというようなところでの必要な姿勢というものは調査研究というところで、できたらなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

すみません。企画政策課から、先ほどの被災者のためのシステムの導入ということの検討ということですので、今個別のシステムに対する考え方は、税務窓口課長からお話ししたとおりなのですが、今、県下の町村のシステム組合のほうで、一律にこの辺のシステムが、広域の中で導入できないかという部分で検討が始まってございますので、システムも様々あるようでございますが、適切なシステムを広域の中で選定した上で、県なども巻き込んで、きちんと体制整備ができるような形で広域行政の中で取り扱っていかなければということで進んでおりますので、御承知いただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。デジタル化につきましては、今後そういった方向で進まれていくということで理解いたしました。

続きまして、災害時のデジタル化にも関連してくると思いますけども、これは通常業務にも関わってくる。税務行政全体のデジタル化です。私、この取組を積極に進めさせていただきたいと考えているのですけれども、こちらは今年度から始ま

った第六次総合計画にも税務DXを推進しますと明記されておりますけれども、現在、取組や検討状況などあれば伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えします。自治体DXということで、業務の効率化と町民サービスの向上という面から進めているところでございますが、税務に関しましては、特に専門性であったりとか、取扱いの件数が多かったりということもございますので、それぞれの業務にシステムを取り入れてございます。評価に使うシステムですか、そういったところで先ほど家屋台帳、土地家屋台帳というようなところもございましたけども、それにさらに評価システムを取り入れたり、またGIS、地理情報システムなどを使いながらというところで、効率化を図っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。今後もどのような取組を行っていくのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えをいたします。デジタル化に関しましては、いろいろ評価、業務に必要なものというものは積極的に使っていくということから、どういったものがほかの自治体で使われているかとか、そういった辺りもいろいろな協議会ですとか、そういった場で情報を共有しながら、必要なものであれば取り入れていくというようなところは内部で調整をしていきたいと思っております。

ちょっとすみません。具体的に今こういったものを想定しているというのはちょっとなくて恐縮ですが、考え方としてはそのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。今、第六次開成町総合計画にも、税務DXを推進していくという明記されておりますので、今後も積極的に検討していただいて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、行かない窓口、書かない窓口の進捗状況はというところで、まず行かない窓口の取組として、口座振替のウェブ申請がございますけれども、こちらの

納税者、職員、金融機関の三方にとって、よい取組だなと思っております。こちらの現状の利用率はどのようにになっているのかお伺いします。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えをいたします。口座振替に関してウェブでの申込みを令和5年から回収を始めております。割合としましては、すみません、ちょっと数字を持っていなくて恐縮なのですが、4割、40%程度だったと思っております。

以上でございます。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、私からちょっと御説明いたします。口座振替のウェブ申込みシステムにつきましては、令和6年度の実績となりますが、44.5%ということになっております。

導入時は3年、50%を目標として進めてまいりましたので、順調に進んでいるのではないかと、このように考えております。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

分かりました。順調にということですけれども、ちょっと私が感じている中で、こちらの取組、あまりPRがされていないのかなと思うのですけれども、これはせっかくいいシステムなので、積極的にPRして、多くの方に利用していただくようにしたほうがいいかなと思いますけれども、その辺についての町の考え方をお伺いします。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えをいたします。議員のおっしゃるとおりでございますので、この辺り、より利用してもらう、または知つてもらうというようなところでは、広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ぜひよろしくお願ひいたします。

続いて、答弁でございました確定申告の相談会の予約を町ホームページの予約サイト上から行えるということでしたけれども、こちらの利用率もどの程度になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えをいたします。令和7年の実績でございますが、町のホームページからということでございますが、御案内はそちらからもさせていただきながら、実は令和7年からは、これもオンラインという意味では、LINEによる予約に取り組んでございます。LINEとそれから往復はがき、それぞれどちらかで申し込んでいただくという形式等を令和7年からさせていただいてございます。

LINEのほうが168件、往復はがきが107件で、合わせて275件、この枠組みの中で取扱いをしたというところでございます。LINEのほうが若干多いという形でございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員、どうぞ。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。率的にどうなのかなというのがある、それはなぜかといいますと、これ以前、スマホ教室を兼ねて、予約サイトからの相談会の予約を取るというような取組を行っていたと思うのですけれども、この辺、高齢者やデジタルが苦手な方にもよい取組だったのかなと感じているのですけれども、これはたしか今年予約のみだったように、先ほど課長答弁いただいたのですけれども、この取組をなぜやめたのかというところで、ちょっと疑問に思ったので、ちょっとその辺につきまして町の考えを伺います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えをいたします。令和7年からLINEと往復はがきということで取り扱っておりますが、先ほど件数を述べたのですが、割合としては6割が、61%がLINEということとなってございます。

こちらの予約制という制度につきましては、令和3年から予約制という形を取ってございます。そのときは電話受付、窓口等を推しておりますが、令和4年からそのときはLINEではなくて、e-kaganagawaというオンライン申請のシステムと、往復はがきという形に変えました。

実はコロナの時期というところも含めてなのですが、実際に窓口に来庁に多くの方が来られて、混乱をするような部分がございまして、そうすると今度は電話にかかる。電話も受付をしていたのですが、この辺がパンクするほど電話かかってきてしまうという状況もございましたので、ここは申込みの方法を事前に整理をすることで、令和4年からは電話、それから窓口の受付はやめて、オンラインでの申請という形を取るようになつたという経過がございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員、どうぞ。

○9番（佐々木 昇）

そのオンライン予約の勉強会といいますか、それをスマホ教室を兼ねてやられた
いたというのを何でやめたのかと聞いたのですけども、その辺の答弁、今いただけ
ましたでしょうか。

ちょっとこの辺、またちょっと検討していただいて、できればまた再開するよう
だとか、やはりこういう利用される方が増えるというか、そういった方にとってい
い取組であるならば、ちょっとまた再開していただけるようなところで検討してい
ただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて公開型のG I Sについてお聞きします。窓口行政のD Xという意味では、
G I Sを公開型にするのも1つだと考えております。こちらについては、令和6年
度に検討されたと聞きましたが、その経緯等をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

公開型G I Sの検討の内容は、というお話だと思います。G I Sと言いますと、
通常、庁舎内の中で、庁内で使う、庁内で業務に使う、その情報を一元化する統合
型と言われるシステムと、それから町民、住民の方がどなたでも見ることができる
公開型と、その2つに分けられるところでございます。

開成町につきましては、令和2年度から統合型を実際に導入して、運用してござ
います。これには当初ですが、43ほどレイヤーという、いろいろな地図情報を搭
載をして、実際業務に当たっている、使っているところでございます。

統合型を入れたらどうかという声もございましたので、そういったときにどうい
う使い方ができるかというところでありますと、1つの考え方なのですが、まずは
統合型をもっと町内で利用促進、自分たちでというようなことになりますけども、
これを使ったほうがいいのではないかという考え方が1つ。

それから公開型を入れるとなると、そのデータを今使っている統合型からどの程
度共有して使えるかということ、それから費用面も当然あるのですが、そういった
ところを庁内で、委員会等の中で、お話を検討したという経緯がございます。

結論としては、今のところはいつから入れるというところまでは話は至っていな
いというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

分かりました。今、費用の面の検討というところでもうちょっと答弁いただきま

したけども、このG I S導入に当たって、費用対効果とか、国の補助金、そういういったものの活用といいますか、その辺をどのように見ていたのか、その辺の検討をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

具体的に、例えば見積りを徴収して、幾らだからという、そういうところの分析まで行ったわけではございません。実際に費用がかかるというところのものは、課題として、先ほどのお話と重複してしまいますが、統合型とどれだけ情報が共有できるか。また補助金の活用ですか、費用面はどうなのがどうな、そういう情報の共有をしたというところまでございます。

あと、どういったものを町民の方が望まれているかと、必要なのかということも当然考えなければいけないということをございまして、あと、ほかのもっと広域で考えますと、神奈川県で、e-かなマップという、公開型のG I Sをウェブで出してございます。こういったもののリンクですとか、促しということも1つ考え方もありますので、最終的な結論といいますか、公開型を入れる、入れないというところは、現在は、そのところで方向性、方針というところは明確には出ておりませんが、今のところいつから入れるというようなところまで決まっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

公開型G I S、これ来庁者を減らすことができる上に、町民の方に情報をオープンにできるメリット、こういったものもあると考えておりますので、ぜひ導入を前向きに検討していただきたいと思います。

それと先ほど答弁ございました、e-k a n a g a w aマップでしたか、神奈川県がやられている。そことのリンクという答弁ございましたけれども、まずその辺のという御意見も私実は聞いたりしているので、その辺も含めて、今後前向きに、いろいろなシチュエーションで検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして3つ目、デジタル化の進捗による窓口開庁時間への所見は、についてちょっとお伺いします。

答弁では、デジタル化によって必要とされる人的労働力の削減や、開庁時間の短縮が実現できるレベルにはまだ至ってないと認識しているというところで、また、デジタルデバイドの問題も当分の間は解消が難しいということで、現時点ではデジタル化の進捗を理由に、開庁時間を見直すことは考えていないということで、私もこちらにつきましては、町民サービスが低下してしまうのではないかというような

懸念がございましたので、現状のままということで、この辺は理解いたします。

しかし、町としては、職員の働き方改革という観点で、そういった対応も考えていかなければならないというところで、何点か町の見解をお聞きしたいと思います。

答弁で来庁者の割合は午前9時から午後3時までの時間帯が多い状況となっているということですが、もうちょっと詳細なデータがあるのであればちょっとお聞きしたいとに思います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えをいたします。大変申し訳ないのですが、実際のところデータというのを取ってはございません。住民移動に関する転入転出ですとか、出生とか、取扱いの件数というのは記録されるので、そのところ分かるのですが、実際に来庁される方が、何時ぐらいに何人来ているというのは、データ取っていないというようなところがございます。

業務上を今後いろいろ検討していく上では必要だと思いますので、この辺りは今後考えていきたいと思ってございます。

ただ以前ですが、6か月程度、試行的に総合窓口においてデータを取ったことがございました。そのときには、傾向としてしかちょっと見られないのですが、9時から15時が多かったと。割合としては、そんなにどこかの時間帯が突出しているわけではなく、9時から15時が、大体多い時間帯だったという傾向が見られたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

今後、何らかのためにも必要になるというところで、私もそう思いますので、その辺のデータを今後取っていってもいいのかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ちょっと時間も短い。ちょっと限られてきたので、答弁簡潔にお願いしたいと思います。

次に、就業時間とか開庁時間が、本町は同じであるということで、準備や後片づけなど、また、来庁者との関係で、恒常にこの残業しなければならない職員、こういった職員、ほかの自治体でもこの辺ちょっと課題になっているというようなお話を耳にしたのですけれども、本町でこういう職員がいるのか、伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

毎月の職員の出退勤を把握している立場から申し上げますと、確かに開庁時間はともかく、閉庁時間ぎりぎりにいらっしゃったお客様の対応する場合は、例えば帰るのが6時になったりとかいうことは、まれにはあると思いますが、時間外までには発展していないと。恒常に時間外勤務をしているのは出納室で1名といったところでございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。ちょっと1名というところが、何か非常に私の感覚だと逆にある意味すごい課題になるのかなという、今ちょっとすごくそういう感覚を受けております。

そんなことを感じながら、ちょっと次の質問に移らさせていただきたいのですけれども、この開庁時間の見直しについて、職員提案で提案されたと聞いたのですけれども、私この質問をするきっかけとなったのですけれども、町として、この提案をどのように受け止めて、どのような検討されたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

お答えをいたします。職員提案につきましては、府内的に審査会を開いて、職員から出た提案について1つずつ審査を行って、最終的には、実施の有無につきましては、町長が最終的に決めるということ立てつけになっておりますけれども、こちらのものにつきましても、実はちょっと私的に、内容をどう捉えたかというのは、ちょっと承知はしておりますけれども、今回に出たということでございますので、これから結果を出していくという作業に入っていきますので、また結果が出ましたら、お知らせをさせていただければなと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私からも一言述べさせていただければと思います。今回は、職員提案は100件近く、例年の10倍ぐらい出てきているという状況の中で、確かに私もその提案は目にしました。

やはり一番大事なのは、どうしてもこれは働き方改革の文脈の中で語られることが多いのですけども、働き方改革であれば、もっともっとほかにできることがあると。単純に町民サービスの質の低下に直結しますので、働き方改革であれば、ほかにやることがあるというのが私の私見であります。働き方の柔軟化ということに関しても、実際やって取り組んでいることもありますし、この開庁時間のを見直しという点に関しても、働き方自体を柔軟にするという選択肢もあると思いますので、

働き方改革という、この言葉にどうしても踊らされてしまう意図があると思うのですけども、同時に町民サービスの質の低下というものをどう捉えるかという議論もしていかなくてはいけないですし、行かない窓口であれば、それこそほかの自治体でも実例がありますけれども、コンビニの手数料を極端にすれば10円にするとか、それぐらい思い切ったもの、しかもマイナンバーカードの普及率が実際100パーになるとか、そこら辺の目標を掲げながら、ぐらいでやることではないかなという意味で、先ほどまだそのレベルには至っていないと申し上げたのは、デジタル化の側面から言いますとそのような実情だと捉えております。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。やはり私たちの正直な話、私の立場からすればやはり町民サービスの低下につながるということは避けていただきたいというところで、町長からしてみれば、町民、職員側、両側面からの対応を考えていかなければいけないというところで、今答弁いただいて、町長のお考えをお聞きしたので、今後もその辺いろいろと検討していっていただきたいと思います。

続いて、最後の質問になります。答弁では、今後の窓口の在り方については、町民の利便性の向上や、町職員の生産性向上を目的として、引き続き、書かない窓口の機能拡充を含め、行政手続の電子化などのデジタル化を推進していくということです。

デジタル化の取組は、一度に全て取り組むというのは難しいので、やはり段階的に計画立てて進めていかれると思っておりますけれども、財源なところもあると思います。今後、どのような方針でデジタル化に取り組んでいくのか。町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えをいたします。今回、御質問、窓口業務ということでいただいたところでございます。

特に町民と接する窓口、一番多く接する窓口の所管としましては、やはり町民のサービスの向上につながるものが、優先的に考えるべきであると考えます。それさらに業務の効率化というものが図れればいいかなと考えてございます。

また窓口も、今、そうは言ながらも、先ほどデジタルデバイドというお話もありましたように、窓口にも例えばマイナンバーカードを持っていらっしゃっても、役場のほうが安心だと言って来られる方もいらっしゃいます。こういった方の対面での対応も含めて、引き続き、利用者目線に立って、対応をしていきたいと思います。当然デジタル化も積極的に取り組んでいきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私からも簡単に一言、先ほど別の御質問の中で、総務課長からデジタル人材を10月1日付で確保できる見通しということをお伝えしましたけれども、デジタル人材という意味では、2名体制になります。それはその体制がいつまでという辺りは、これから皆で考えていかなくてはいけないですけれども、いずれにいたしましても、体制としまして、それ以外にも組織横断的なワーキンググループ的なものもございますので、このデジタル化、その先にある改革等を含めたDXというものに対しては、積極的に推進していきたいという考えであります。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。今後の町民の利便性の向上、また職員の業務の効率化に向けたデジタル化への取組に期待いたしまして、私の質問を終わらさせていただきます。

○議長（山本研一）

これで佐々木議員の一般質問を終了といたします。

本日の日程は終了しましたので、これにて散会します。

お疲れさまでした。

午後4時26分 散会